

FATF



法人の実質的支配者



2023年3月



金融活動作業部会 (FATF) は、マネロンやテロ資金供与、大量破壊兵器の拡散への資金供与からグローバル金融システムを保護する政策を策定し、推進する独立の政府間組織である。FATFの勧告はマネロン対策 (AML) とテロ資金供与対策 (CFT) のグローバル基準とみなされる。

FATFについての詳細は、ウェブサイトを参照：www.fatf-gafi.org

本ガイダンス又は本ガイダンスに含まれる地図は、特定の地域の地位又は主権、国境や境界の画定、並びに地域、都市、領域の名称を害するものではない。

引用：

FATF (2023年) 「Guidance on Beneficial Ownership for Legal Persons (法人の実質的支配者に関するガイダンス)」、FATF、パリ
<http://www.fatf-gafi.org/publications/FATFrecommendations/guidance-beneficial-ownership-legal-persons.html>

© 2023 FATF/OECD. All rights reserved.

事前の書面による許可のない本発行物の複製又は翻訳を禁ずる。

かかる許可を本発行物の全部又は一部につき申請する場合は、2 rue André Pascal 75775

Paris Cedex 16, FranceのFATF事務局まで連絡のこと。

(fax: +33 1 44 30 61 37 メール: contact@fatf-gafi.org)

写真提供-表紙: ©Getty Images

目次

謝辞	3
1. はじめに	4
勧告24改定版	5
対象者及び目的	6
2. 法人に関するリスクの理解と評価	8
内国法人	8
外国法人	8
リスク評価	9
リスク低減	9
クロスボーダー・リスクの理解と対処	10
リスク評価結果の共有と発信	10
3. 基本情報	11
会社登記簿	11
会社	11
4. 実質的支配者情報	12
法的所有権と実質的支配者の違い	13
持分を通じた実質的支配	13
支配又はその他の方法(閾値を超える)による実質的支配者	14
各種法人に関する実質的支配者	15
5. 実質的支配者情報に関する多面的アプローチ	17
6. 十分な実質的支配者情報	18
7. 正確な情報 – 実質的支配者情報の検証手段	19
実質的支配者の本人確認	20
実質的支配者の地位確認	20
不一致報告の仕組み	21
8. 最新の基本情報及び実質的支配者情報	23
9. カンパニーアプローチに基づく法人の義務	24
10. レジストリアプローチ	25
機能の例 – 実質的支配者情報を保有する公的機関	27
11. 法人の実質的支配者情報を取得するための仕組み及び情報源: 代替的な仕組みの特徴	29
12. 追加補足手段	31
13. 情報へのアクセス	33
権限ある当局によるアクセス	33
公共調達過程におけるアクセス	33
金融機関、特定非金融業者及び職業専門家、その他各国の権限ある当局、一般市民によるアクセス	34
アクセス費用	35
14. 無記名株式及び無記名新株予約権の悪用リスクを防止・低減するための仕組み	36
定義	36
無記名株式及び無記名新株予約権証券の種類	36
転換又は不動化措置の範囲	37

無記名株券及び無記名新株予約権証券の不動化/転換期間	38
15. 名義人制度の悪用リスクを防止・低減するための仕組み.....	40
定義.....	40
名義人制度の悪用リスク	43
署名貸し契約.....	43
名義人制度の悪用リスクが低いと考えられる状況	44
16. 制裁措置.....	46
17. 実質的支配者の義務と、その他の勧告(電信送金、暗号資産に関する要件)との関係	47
顧客管理の一環としての電信送金と実質的支配者	47
暗号資産.....	47
18. 該当規制制度の適用性.....	49
証券取引所が保有する情報	49
TCSP	49
法律専門家に関する問題.....	50
金融機関、特定非金融業者及び職業専門家、暗号資産交換業者の適格性審査に関する課題.....	51
19. 国際協力.....	52

謝辞

本ガイドンスの改訂版は、以下の起草グループの作業に基づき、幅広い民間セクターとの協議結果を反映している。

起草グループは、Alexander Peschetz、Christian Reisenhofer (オーストリア)、Michela Maggi、Chiara Bacci、Bernadette Rapp (欧州委員会)、Violaine Biafora、Thibaut Herrero (フランス)、Richard Berkhout、Francisca Fernando、Jonathan Pampolina (国際通貨基金：IMF)、Karan Choudhary、Nikhil Varma (インド)、George Pearmain、Helen De La Cour (ジャージー)、Hans Avinder、Mark Lai (シンガポール)、Patricia Matthews-Steck、Ariane Ernst (スイス)、Dylan Bage、Stephen Webster (英国)、Young Lee、Zaib Rasool (米国)、Melissa Tullis、Sol Krause (国連薬物・犯罪事務所：UNODC)、Emile Van Der Does De Willebois (世界銀行) (敬称略) から多大な貢献を受けた。FATF事務局のTanna Chong、Ashish Kumar、Inês Oliveiraが作業を支援した。

1. はじめに

1. 会社、信託、財団、組合などの法人ビークル (corporate vehicles) やその他¹の法人及び法的取極めは、幅広い商業・事業活動を行っている。法人ビークルは、世界経済において不可欠かつ正当な役割を果たす一方、その特有の法的地位は、真の実質的支配者 (以下、BO: Beneficial Owner) や、資産保有や取引の真の目的を隠すために設計された複雑なスキームに悪用されやすい。法人ビークルは、マネー・ローンダリング (以下、マネロン)、贈収賄・汚職、インサイダー取引、脱税、テロ資金供与、制裁回避、その他の違法行為を含む様々な不正目的に悪用される可能性がある。マネロン・テロ資金供与対策を回避しようとする犯罪者らにとって、法人ビークルは、金融システムを操作することで本人確認情報を偽り、資金の出所、目的地、又は最終的な目的を隠すための有効な手段である。
2. 法人ビークルの悪用は、法的所有者とBOの両方に関する情報、当該法人ビークルの資産の出所、及びその活動に関する情報が当局へ迅速に提供されれば、大幅に減少させることができる²。一般に、十分、正確かつ最新の実質的支配者 (以下、BO: Beneficial Ownership) 情報がなければ、以下を偽装し、マネロン・テロ資金供与を助長する。
 - 既知又は疑いが持たれている犯罪者の**本人特定事項**
 - その法人ビークルが保有する口座又は資産の**真の目的**
 - その法人ビークルと紐付く資金又は資産の**出所又は用途**
3. BO情報は、例えば**シェルカンパニー**³、他の法人名義で登録された株式が多層にわたる**複雑な所有・支配構造**、無記名株式や無記名新株予約権証券、**法人を取締役として無制限に利用すること**、指示者 (nominator: 名義人に対して指示を出す自然人又は法人) の本人特定事項が開示されない**形式的な名義株主・名義取締役 (nominee shareholders and directors)**、近親者や友人などによる**非公式の名義株主・名義取締役**を通じて隠されることがある。
4. 法的所有者情報及びBO情報は、懸念される根本的な活動に関与している可能性のある自然人や、捜査に有益な情報を持つ可能性のある人物を特定することにより、権限ある当局⁴、特に法執行機関及び資金情報機関 (以下、FIU) を支援できる。その結果、当局は法人ビークルが保有する疑わしい又は潜在的に疑わしい口座や資産に関する金融捜査及び金融情報活動において、「資金の流れを追跡」できる。特に、BO情報⁵は、その法域内で該当者の資産の所在を特定するのに有用である。

¹ 本ガイダンスでは、FATF勧告用語集の定義どおり、「corporate vehicles」という用語を「法人ビークル」及び「法的取極」(legal arrangements)を意味するものとして使用する。

² FATFのほか、世界銀行及びUNODC (国連薬物・犯罪事務所) が共同で主導する『StAR (盗難資産回復イニシアティブ)』による複数の調査報告書を参照。特に、世界銀行及びUNODC StARが2011年に公表した報告書『Puppet Masters』では、150件を超える大規模な腐敗事例が検証された。大規模な腐敗事例の多くでBOを隠すために1つ以上の法人ビークルが利用されていたことが判明した。E van der Does de Willebois, EM Halter, RA Harrison, Ji Won Park, JC Sharman (2011年) 『The Puppet Masters: How the Corrupt Use of Legal Structures to Hide Stolen Assets and What to Do About it (操り人形師: 腐敗者による法的構造を使った資産隠匿とその対策)』、世界銀行及び国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) のStARイニシアティブを参照。

³ 本ガイダンスの目的上、シェルカンパニーとは、登記上は存在するが、事業活動や関連資産の実態を持たない会社を指すものとする。

⁴ 「権限ある当局 (Competent authorities)」という用語の定義は、FATF勧告用語集の定義に従う。基本的には、この用語は、マネロン・テロ資金供与対策に関する指定された責任を負うすべての公的機関を指す。

⁵ BO情報については本ガイダンスのセクション4を参照。

法人の透明性を高めることは、犯罪者にとって魅力を低下させる。法人自体、金融機関、特定非金融業者及び職業専門家(以下、DNFBPs)も、BO情報を取得することで透明性を高め、金融システムでの悪用を防ぐ重要な役割を果たす。一方、十分、正確かつ最新のBO情報を維持することは容易ではなく、特に所有構造に複数の法域にまたがる法人及び法的取極めが含まれる場合、複数階層⁶の法人ビークルから成る複雑なネットワークが関与する場合はさらに困難となる。法執行機関、FIU、その他の権限ある当局に法人に関する当該情報(BO情報)の欠如は、捜査や金融情報構築の重大な障害になる。

勧告24改定版

5. こうした問題に対処するため、金融活動作業部会(以下、FATF:The Financial Action Task Force)は2003年にBOの透明性に関する初めての国際基準を策定し、2012年に強化した。マネロン・テロ資金供与、さらに複数法域での拡散金融資金供与を目的とした法人の重大な悪用に対処するため、FATFは最近、法人のBOに関する国際基準を厳格化し⁷、法人の悪用をより効果的に防止・抑止することを目指している。この改訂は、法人のマネロン・テロ資金供与目的での悪用を防止するための措置の有効性が、世界的に概して不十分であることを示したFATFの相互審査の結果にも対応するものである⁸。
6. 勧告24改定版では、法人のBOに関する十分、正確かつ最新の情報が利用可能となり、権限ある当局が迅速にアクセスできるようにするため、各国に対し、BO情報を収集するために複数の仕組みを組み合わせる「多面的アプローチ(multi-pronged approach)」を採用することを明確に求めている。⁹当該情報を金融機関及びDNFBPsが利用できる場合¹⁰、法人ビークルに関する顧客管理(以下、CDD)要件の実施に役立つ。具体的には、BOの特定、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・管理、そのリスクに基づくマネロン・テロ資金供与対策の実施(疑わしい取引の届出や制裁実施に関する要件を含む)などである。
7. 勧告24改定版ではこのほかにも、各国に対してリスクベース・アプローチ(以下、RBA)の採用を求めるとともに、自国内で設立された法人はもちろん、自国内に十分なつながりのある外国で設立された法人がもたらすリスクを含め、国内の法人リスクを考慮するよう求めている。さらに、権限ある当局による情報へのアクセスは迅速でなければならないと規定している。無記名株式や名義人(nominee)制度の悪用を防ぐための管理の厳格化についても盛り込まれている。

⁶ 見かけ上正当な関連事業体同士の取引が犯罪収益の洗浄に使われる場合、複数の法域にまたがる構造は特に追跡が困難となる。こうしたケースで資金の追跡に必要な国際協力を得る際に遅れが生じると、最終的に捜査が中断又は妨げられる恐れがある。

⁷ 勧告24改定版に関する公式声明を参照：www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/R24-statement-march-2022.html。

⁸ FATF及びFATF型地域体(FSRBs:FATF-style Regional Bodies)の相互審査報告書結果を参照。相互審査の実績調査に反映されているとおり、有効性の評価結果(IO:Immediate Outcome)5に基づく各国の有効性は全項目中最も低く、この要求事項を満たした国は9%にとどまった。法令などの整備状況(TC:Technical Compliance)については、各国の勧告24の適合レベルが十分でなく、適合又は概ね適合の評価を得た国は全体の半数未満だった。多くの国は、法人ビークルの設立時にも、その存続期間のいずれかの段階にも収集していないか、十分確認していないか、その両方によって、企業の(法的所有者情報に加えた)BO情報を入手できない状況にある。

⁹ 本ガイダンス文書において国に言及する場合はすべて、領域又は法域にも同様に適用される。

¹⁰ 情報へのアクセスについては、本ガイダンスのセクション13を参照。

¹¹ 確認については、本ガイダンスのセクション7を参照。

8. 他の国際機関も、法人ビークルの透明性強化に向けた具体的な措置を講じている。G20では加盟国首脳らが、BOに関するFATF基準の実効性ある実施にコミットメントを表明し¹²、G7加盟国も、個々の法域において企業のBO情報の登記制度を導入・強化することを約束した。¹³さらに、OECDと世界銀行は、各国がBOの透明性に関連するリスクを評価し、国際基準を満たすためのBOに関する枠組みを実施する際に役立つリソースをそれぞれ開発している。¹⁴最後に、新型コロナウイルス対策に関する緊急支援を含め、IMF(国際通貨基金)の融資制度には調達契約におけるBOの透明性に関する対策又はコミットメントが通常、組み込まれている。¹⁵
9. 透明性とBOに関するFATF基準の目的は、法人ビークルがマネロン・テロ資金供与に悪用される事態を防ぐことである。さらに、FATF基準は租税犯罪や腐敗行為など、その他の指定犯罪類型の抑止・検知にも役立つと認識されている。このため、FATF勧告に基づき各国が導入する透明性強化策は、腐敗行為を含む重大犯罪への効果的な対処と、国際条約¹⁶に基づく義務履行の基盤となることが期待される。
10. FATFは、法人のBOの透明性を確保するうえで各国が直面している課題に対応して、勧告の枠を超えて、2014年にガイダンスを策定し、さらに、勧告24の実施及び法人及び法的取極めに関するマネロン・テロ資金供与リスクの理解に関連する勧告1の実施を支援するためのベストプラクティス文書¹⁷を公表した。本文書は、2022年3月の勧告24とその解釈ノートの改訂を受けた、法人に関するガイダンスの改定版であり、FATFは法的取極めの透明性については別途対応している。

対象者及び目的

11. 本ガイダンスの主な対象者は、政策立案者、国内当局の実務者のほか、FATF基準に基づき国が定めたマネロン・テロ資金供与要件に従うことを義務付けられた金融機関、DNFBPs、企業¹⁸などの民間セクター利害関係者を想定している。本ガイダンスの目的は、FATF基準に則した法人の悪用を防止するための適切な措置を特定、設計、導入するにあたり、政策立案者及び実務者をサポートすることである。民間セクターの利害関係者に対しては、本ガイダンスは具体的な透明性措置とCDD措置の関連性を説明しており、企業、金融機関及びDNFBPsによるマネロン・テロ資金供与予防措置の実施に役立つことが期待される。
12. この改訂版ガイダンスは主に勧告24(法人のBOの透明性)に重点を置く。勧告25で対象とされる法的取極めについては¹⁹、更新版が発行されるまで2014年ガイダンスを参照のこと。

¹² G20 Communiqué from the Meeting of G20 Finance Ministers & Central Bank Governors (G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明、2022年2月17～18日、ジャカルタ)。

¹³ G7 BOファクトシート参照。G7 Factsheet – beneficial ownership - GOV.UK (www.gov.uk)。

¹⁴ 参照先：<https://star.worldbank.org/>、www.oecd.org/tax/transparency/beneficial-ownership-toolkit.pdf、www.worldbank.org/en/topic/financialmarketintegrity/brief/national-money-laundering-and-terrorist-financing-risk-assessment-toolkit-disclaimer-and-terms-of-use

¹⁵ 参照先：www.imf.org/-/media/Files/Publications/PP/2020/English/PPEA2020033.ashx、www.imf.org/en/Topics/governance-and-anti-corruption/implementation-of-governance-measures-in-pandemic-related-spending-may-2022。

¹⁶ 腐敗の防止に関する国際連合条約(UNCAC)、腐敗に関する刑事法条約、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約(OECD外国公務員贈賄防止条約)など。

¹⁷ 「Best Practices on Beneficial Ownership for Legal Persons(法人の実質的支配者に関するベストプラクティス)」(2019年)を参照。

¹⁸ 勧告24はすべての法人に適用される。本ガイダンスの要求事項は主には企業を引き合いに説明しているが、それ以外の種類の法人にも、個々の形態及び構造を考慮しながら同様の要求事項を当てはめる必要がある。

¹⁹ 勧告25に関するFATFレビューは2023年2月に完了。

13. 本ガイダンスに法的拘束力はなく、国内当局の権限に優先されるものでもない。関連するFATF類型報告書を含めた入手可能な調査結果や各国の経験を踏まえ、現行FATFガイダンスその他継続中の活動を補完する目的で作成されている。また、法人ビークルの透明性確保に重点を置くその他国際機関の取り組みも考慮している。
14. さらに、FATFが発行した次のガイダンス文書も引き続き適用されるべきである。各国、金融機関及びDNFBPsは、勧告24に基づく要件に従った対策を検討する際に、これらのガイダンス文書を参照することが求められる。

ボックス1 FATF RBAセクター別ガイダンス

FATFは、RBAと監督を効果的に実行するためのセクター別ガイダンスを公表しており、以下を含む。

- [銀行セクター](#)
- [生命保険](#)
- [証券セクター](#)
- [資金移動業者](#)
- [暗号資産及び暗号資産交換業者 \(Virtual Asset Service Providers\) \(及び暗号資産のレッドフラグ指標\)](#) <https://www.fatf-gafi.org/publications/fatfrecommendations/documents/guidance-rba-virtual-assets-2021.html>
- [法律専門家](#)
- [会計専門家](#)
- [トラスト・カンパニー・サービス・プロバイダー \(以下、TCSP\)](#)
- [プリペイドカード、モバイル決済、オンライン決済サービス](#) <http://www.fatf-gafi.org/publications/fatfrecommendations/documents/rba-npps-2013.html>
- [不動産業者](#)
- [リスクベースの監督](#)

2. 法人に関するリスクの理解と評価

内国法人

15. 各国は、まず、自国の法律に基づき設立可能な法人と、それに関連するマネロン・テロ資金供与リスクを理解しなければならない。具体的には、各国には以下の仕組みが必要である。
 - a) 国内法人の種別、形態、基本的特徴を特定し、記録する仕組み
 - b) 次のプロセスを特定し、記録する仕組み:(i) 法人を設立するプロセス、(ii) 法人の基本情報及びBO情報を取得し、記録するプロセス
 - c) 上記の情報を公表する仕組み²⁰
 - d) 各種法人に関連するマネロン・テロ資金供与リスクを評価し、特定したリスクを管理、低減するための仕組み

外国法人

16. このほか、自国と十分なつながりのある外国法人に関連して自国がさらされているマネロン・テロ資金供与リスクの特定と評価も必要である。特定したリスクを管理し、低減するための適切な措置を講じなければならない。自国以外で設立された法人について、十分なつながりを構成する要素とは何かをリスクの観点から判断する場合があるが、例えば、当該法人が次の場合に十分なつながりが存在するとみなされる。²¹
 - a) 国内に恒久的施設、支店、代理店を有している。
 - b) 国内で相当規模の事業活動を行っている。相当規模の事業活動は、金銭的閾値又は当該国の状況に応じたその他の基準によって定義できる。
 - c) 国内で、マネロン・テロ資金供与の規制対象の金融機関又はDNFBPsと相当規模の取引関係を継続中である。ここでいう「相当」とは、例えば、該当市場の規模や、該当市場又は当該法人が事業活動を行う地域/セクターにおけるその事業活動の影響度に関連する。
 - d) 国内に、登記の対象となる資産を含め、相当規模の不動産その他の投資資産を所有している。例えば、高額の商品用又は居住用不動産を所有している、証券市場への投資やその他の資産を保有しているなど。ここでいう相当とは、例えば国内の不動産又はそれに相当する資産市場の平均価格や不動産の所有数量に照らして判断できる。
 - e) 国内で従業員を雇用している、又は税法上の居住法人である(例えば、事実上の経営・運営拠点がある場合)。

²⁰ 詳しくは、各国が公表し、世界銀行及びUNODC StAR ウェブサイト(<https://star.worldbank.org/>)に掲載されている「Guide to Beneficial Ownership Information: Legal Entities and Legal Arrangements (BO情報ガイド: 法的事業体及び法的取極め)」を参照。

²¹ 勧告24解釈ノート、脚注49を参照。「各国は、リスクに基づき、何を十分なつながりとみなすかを判断する場合がある。」十分な関連性を判断するための基準例として、これに限定されないが、その会社が自国内に恒久的施設/支店/代理店を有している、相当規模の事業活動を行っているか、マネロン・テロ資金供与の規制対象の金融機関又はDNFBPsと相当規模の取引関係を継続中である、相当規模の不動産その他の国内投資資産を所有している、従業員を雇用している、税法上の居住法人であるなどが挙げられる。

リスク評価

17. 各国は、すべての種別の法人について、自国特有の法的・規制上の状況及び自国が直面する国際的な脅威と脆弱性を考慮に入れて、包括的なリスク評価を実施する必要がある。これは単独の評価として行う場合もあれば、国内の包括的なマネロン・テロ資金供与リスク評価の一部として行う場合もある。
18. 以下は、これに限定されないが、リスク評価の一環として各国が検討できるステップの例である。
 - a) 自国法に基づき設立可能なすべての法人種別について、登記統計データ（例えば、設立件数や動向）を収集・分析する。
 - b) 疑わしい取引の届出や、内国・外国法人が犯罪目的で悪用された国内の法執行・訴追事案を見直し、分析し、悪用の性質、法的構造の種別（例えば、名義株主・名義取締役、シェルカンパニーなど）、法人化の法域、所有・支配の仕組みを隠す手口、仲介業者の関与（例えば、弁護士、会計士、TCSPなど）、その他関連情報を記録する。
 - c) 自国と関連する内国・外国の法的構造の悪用パターンを特定し、その発生頻度を評価する。
 - d) 非居住者向けに法人化や事業体設立の国際的拠点として特定の法域を宣伝するTCSPの広告手法を調査する（法人設立事業の誘致に際して、どの特徴（例えば、匿名性、資産保護など）を非居住者に訴求しているのか？）。
 - e) 法的構造の設立に精通した民間セクター、市民社会、学術界の外部有識者に、そのメリットとリスクについて意見を求める。
19. 各種法人に伴うリスク評価の際は、国外法域（例えば、FATFが対策を呼びかけている又は監視強化対象となっている高リスク法域、国連などの組織がテロ資金供与に関して発出している経済・金融制裁、通商禁止その他措置の対象法域など）で設立された法人とそれに関与するサービス・プロバイダーの種別に起因するリスク・エクスポジチャーも考慮しなければならない。
20. こうしたリスク評価は、国家、超国家、地域レベルで実施されることがあり、その最終目的は国家レベルのリスク評価に情報を提供することである。

リスク低減

21. 各国は、リスク評価で特定したリスクを管理し、低減するための適切な措置を講じなければならない。そのためには、リスク評価において関係するリスクの出所、性質、程度を十分に分析することが望ましい。
22. リスク低減のために各国が講じることができる予防措置の例を以下に示す。
 - a) 国は、自国内で事業活動を行おうとする法人、相当規模の資産を所有しようとする法人、又は許認可を申請しようとする法人に対して、情報開示要件を適用する。
 - b) 国は、企業構造や高リスク事業体に起因する脅威に関する専門知識を備えた体制で、BO報告ルール違反を調査する。
 - c) 国は、会社登記機関、BO登記機関（存在する場合）、又はその他該当公的機関における捜査と法執行の権限と実施能力を強化する。

- d) 国は、権限ある当局が追跡でき、必要に応じて制裁を科せるよう、法人に対して、法域内に居住する自然人の取締役を少なくとも1人置くことを要件として導入する。
- e) 国は、適切なBOの所有割合の閾値を設定する(BO情報については、セクション4を参照)。
- f) 国は、特定セクター、特にリスクが高いとみなされるセクターの行為主体が懸念のある活動を検知し、報告できる仕組みを導入する。

クロスボーダー・リスクの理解と対処

- 23. 複数の法域にまたがる複雑な会社構造は、高リスクと関連する場合がある。そうした複雑な構造の犯罪的な悪用において、こうした法人ネットワークは、規制回避のために意図的に法人設立、資産の所有及び管理、専門仲介業者の所在地、銀行口座の所在地を意図的に複数の国に分散させる事例が多く見られる。この法人ネットワークのクロスボーダーの性質により、当局は、単独の法域では、マネロン・テロ資金供与や前提となる犯罪に国内法人構造が悪用される全体像を把握することは一層困難になる。よって、国は、自国でのリスク評価において、様々なタイプのクロスボーダー・リスクを考慮し、分析することが重要である。

リスク評価結果の共有と発信

- 24. リスク評価結果は、権限ある当局間で広く共有しなければならない。情報共有・開示に関する国内法を考慮し、必要に応じて機密情報の編集を行ったうえで、法執行を強化するために民間セクターの主要パートナーに対して、そして、勧告1に従い、リスクに関する知識の向上のために市民社会及び学術界の主要パートナーに対しても結果を共有すべきである。また、リスク評価と類型の共有について、官民セクター利害関係者間で定期的又は継続的対話を続けることを検討することができる。
- 25. 法人の悪用に関する共通のリスク要因について国際的な情報交換を促進し、理解を深めるため、国は自国の評価結果(一部又は全部)を必要な部分を編集したうえで公表することを検討することができる。

3. 基本情報

会社登記簿

26. 勧告24解釈ノートは、各国に対し、自国内で設立されたすべての会社を会社登記簿に登記することを義務付けている。²²勧告24は、各国に対し、BOの特定に必要な不可欠な前提条件として、会社の基本情報が会社登記簿に記載され、取得できることを確保するよう求めている。²³これには以下が含まれる。
 - i. 会社名、設立証明、法的形態と地位、登録事務所の所在地、基本的な管理権限(例えば、覚書と定款など)、取締役一覧、一意の識別子として、納税者番号又はそれと同等の識別子(存在する場合)。²⁴
27. 会社登記簿に記載されたこの情報は、一般に公開されなければならない。納税者番号(又は同等の識別子)については、会社登記簿ではなく別の公的機関がこの情報を取得し、記録する国においては、この情報の公表可否に一定の法的制約が存在する可能性がある。
28. 会社登記簿の役割は国によって大きく異なり、会社について取得する情報のレベルと質も同様に大きく異なる。各国は、会社登記簿に含まれる情報の信頼性に悪影響を及ぼし得る課題を認識しておくべきである。多くの会社登記機関は、受け取った情報の正確性を確認するためのチェックやその他の措置を講じるのではなく、単なる情報や文書の保管庫として受動的な役割を果たしている。また、多くの国において、会社登記簿の情報は必ずしも確実に最新の状態に保たれているわけではない。これらの課題がある場合は、各国は自国の会社登記簿に記載された情報の信頼性を高めるための措置を講じることを検討すべきである。

会社

29. 法人は、以下に定めるとおり、基本情報の取得と記録を求められるべきである。その一部は、前述した会社登記簿に記載されているものと同じである。
 - a) 会社名、設立証明、法的形態と地位、登録事務所の所在地、基本的な管理権限(例えば、覚書と定款など)、取締役一覧、一意の識別子として、納税者番号又はそれと同等の識別子(存在する場合)
 - b) 株主名簿、各株主が保有する株式の数、株式の分類(関連する議決権の性質を含む)を含む株主又は会員名簿
30. この情報は会社自身が記録するか、又は当該会社の責任の下で第三者が記録してもかまわない。情報は、会社が国内で、登録事務所又は会社登記簿に届出済みの別の所在地において維持管理しなければならない。ただし、会社又は会社登記簿が国内にBO情報を保有する場合、会社が要請に応じて情報を速やかに提供できるのであれば、株主名簿を国内に置く必要はない。

²² 疑義を避けるために明記すると、「会社登記簿」とは、その国で法人化又は認可を受けた会社の記録を指し、通常は登記機関又はその委託先が維持管理を行う。会社自身又は会社のために保持される情報を指すものではない。

²³ 納税者番号の場合は、別の公的機関によるもの。

²⁴ 納税者番号(TIN)は、各国でよく用いられている一意の識別子である。個々の法人を識別するために、納税者番号に代えて、それと同等レベルの識別ができる別の完全性の高い識別子を用いることもできる。一意の識別子の例(網羅的ではない)としては、VAT(付加価値税)識別番号、所得税登録番号、国の会社登録番号、又は取引主体識別子(LEI)が挙げられる。

4. 実質的支配者情報

31. 勧告24は、各国に対し、法人のBOと支配に関する十分、正確かつ最新の情報が利用可能であることを確保するよう求めている。²⁵BOは、FATF勧告用語集に次のとおり定義されている。²⁶

ボックス2 「実質的支配者」の定義

実質的支配者(BO: Beneficial Owner)とは、顧客⁷¹を最終的⁷⁰に支配・所有する自然人、又はその自然人のために取引が行われる者、あるいはその両方を指す。これには、その法人又は法的取極を最終的な実質的支配をする自然人も含まれる。最終的なBOは自然人でなければならない、1つの法人又は法的取極に複数の自然人がBOとなる場合もある。⁷²

⁷⁰ 「最終的な支配・所有(ultimately owns or controls)」及び「最終的な実質的支配(ultimate effective control)」という言葉は、所有権又は支配権が一連の所有を通じて、又は直接的ではない支配方法によって行使される状況を指す。

⁷¹ この定義は、生命保険又はその他の投資連動型保険契約の受益者のBOにも当てはめるべきである。

⁷² BOは常に1人以上の自然人である。勧告10に示されるとおり、CDDの状況においては、合理的な手段をもって当該自然人の本人確認をすることが難しい場合もある。その法人の支配持分所有者がBOであるかどうか疑わしい場合、又は持分を通じて支配力を行使している自然人が存在しない場合、その他の方法を通じて当該法人又は法的取極を支配している自然人(存在する場合)の本人確認を行う必要がある。その役割にある自然人を特定できない場合、上級管理職の地位にある自然人をその地位にある者として特定し、記録すべきである。この勧告10の規定は、BOの定義を修正したり、それに置き換えるものではなく、BOを特定できない状況でのCDDの実施方法を示すものである。

32. 法人のBO情報とは、当該法人に対して支配力を行使する次の者の本人特定事項及び支配の程度に関する情報である。
- a) 当該法人の支配持分を最終的に所有する自然人(存在する場合)²⁷
 - b) 持分以外の方法を通じて当該法人を最終的な実質的支配をする自然人(存在する場合)
33. BOを特定できない状況においては、用語集は、(勧告10に従い、)報告事業体に対して、上級管理職の地位にある自然人をその地位にある者として特定し、記録しなければならないと定めている。用語集で明確に説明されているとおり、この勧告10の規定は、BOの定義を修正したり、それに置き換えるものではなく、BOを特定できない状況でのCDDの実施方法を示すものである。これはBO情報の収集に使用するすべてのアプローチに当てはめる必要がある(多面的アプローチについては、セクション5を参照)。
34. BO情報の収集においては、該当者の本人確認とBOとしての地位を確認するために合理的措置を講じなければならない(情報の正確性については、セクション7を参照)²⁸。検証手段の合理性はRBAに基づき判断する(検証手段については、セクション7

²⁵ 勧告24解釈ノート第1項。

²⁶ 用語集の定義には、勧告10及び勧告25に該当する状況も含まれている。

²⁷ 持分が極めて分散しているため、単独か共同かに関わらず、法的所有権を通じて当該法人を支配する自然人が存在しないこともある。

²⁸ 勧告10解釈ノート第5項(b)(i)、勧告24解釈ノート第9項。

を参照)。

法的所有権と実質的支配者の違い

35. 法人の法的所有権とBOは、それぞれ別の概念である。持分を通じて又はその他の方法による最終的な実質的支配を通じて当該法人の最終的所有者又は支配者であることを根拠に、その自然人がBOとみなされる場合がある。法的所有権とBOは重なる場合もあるが、会社の法的所有権や支配株式が、直接又は間接に当該会社を最終的に支配するBO以外の自然人又は法人名義であることもある。したがって、最低所有割合の閾値を超える持株を所有しているか否かに関わらず、当該法人に最終的支配力を行使する自然人をBOとして特定すべきである。
36. 各国は、商事法及び行政法に従い、議決権、経済的権利、転換株式又は議決権株式に転換できる未履行債務など、様々な種類の持分及び自国内法人に支配力を行使する方法を検討しなければならない。また、持分と支配力を行使する方法はいずれも実務上、変化する可能性があるため、その点を考慮する必要がある。

持分を通じた実質的支配

37. 各国は、法人の持分に基づいてBOを判定する際、直接又は間接に一定割合以上を所有する自然人を特定するため、所有割合の閾値を設定する場合がある。この閾値は25%を上限とすべきである。各国は、共同で行動する株主による合算持分を検討することができる。
38. 報告要件の適切な最低閾値を決定する際には、当該法人の種類に応じたマネロン・テロ資金供与リスクの程度、業種、所有・支配構造の複雑さなど、その他のリスク要因を考慮することが望ましい。閾値を個別に適用する場合、毎回のリスク評価は必要としない。マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合は、リスクを抑制する1つの方法として所有割合の閾値の引き下げが必要であることを示唆する可能性がある(リスク評価については、セクション2を参照)。情報開示制度の抜け穴を防ぐため、閾値を低く設定することで、当局は法人ビークルの所有又は支配に関する情報をより多く把握でき、識別の取り組みも強化できる。
39. リスク要因は、その法域がさらされているマネロン・テロ資金供与の脅威と脆弱性に基づき、法人リスク評価を通じて特定する(リスク評価については、セクション2を参照)²⁹。具体的なリスク要因は、その法域の法的枠組み、マネロン・テロ資金供与規制の執行の質、金融機関及びDNFBPs(特にTCSP)の監督の質、セクター又は地域特有のリスクなどによって変わる。状況によっては、リスク評価の結果、経済セクターごと又は法人の種類ごとなど、異なる閾値を適用する場合がある。
40. 閾値に関する国内規則を定めるにあたり、検討対象になり得る項目の例を以下に挙げる。
 - a) 所有・支配構造の不明瞭化に関する既知の動向:例えば、外国法人株主を含め、名義取締役や名義株主を使用する場合など。³⁰特に、不透明な法人の長い連鎖の一部である場合。
 - b) 複数の法域にまたがる複雑な構造に関する既知の動向:例えば、法人株主、

²⁹ 勧告24解釈ノート第2項(d-e)。

³⁰ 名義人についてはセクション15を参照。

資産、名義人が関与し、これらが異なる法域に分散された構造は³¹、国レベルの規制、監督、法執行の抜け穴をすり抜ける可能性があり、高リスクとなり得る。こうした構造は、規制回避やBO隠匿を目的として綿密に計画されることがある。

- c) セクター特有のリスク要因: マネロン・テロ資金供与リスク要因は、前提犯罪が多発する特定のセクターに集中することがある。例えば、採掘活動(例えば、石油・ガス)、公共調達、不動産、野生生物取引など。
 - d) 法的事業体の悪用に関する既知の動向として、パススルー事業体³²(事業所得が所有者の個人所得として扱われる事業体)、営業実態のある会社や営業実態のないドミナイル会社(登記上の住所のみを持つ会社)、独立した営業実態がなく、相当の資産もなく、継続的な取引活動や従業員もいないシェルカンパニーなどが挙げられる。³³
 - e) 自国又は外国の重要な公的地位を有する者が所有又は支配する事業体の既知のリスク。
 - f) 短期間で開業・閉業を繰り返す事業体に関する既知のリスク。
 - g) 公共入札への参加又は公的資産に関わる利益の獲得を目的とした事業体の既知のリスク。
41. 持分は、直接保有する場合と、一連の法人ビークルの連鎖又は名義株主を通じて間接的に保有する場合がある。最低閾値を超える持分を保有することで、複数の自然人が当該法人のBOとなる場合がある。例えば、閾値を20%とした場合、それぞれ20%の株式を所有する自然人5人いれば、全員がBOとみなされる。
42. 場合によっては、持分が分散し、単独にしる、他の株主との合算にしる、持分を通じて当該法人に支配力を行使している株主を特定できないこともある。例えば、閾値を20%とした場合(その法域のリスク評価に基づく)、株主が6人しかいない会社で、この閾値を超える株式を所有する者がいなければ、所有割合の閾値のみを適用した場合には報告要件に該当する株主は存在しないことになる。
43. 株主は、契約、合意、関係、仲介業者又は階層化された事業体を通じてなど、単独の持分又は他の株主との合算持分に基づき、会社に支配力を行使する場合がある。また、公式・非公式の合意や、名義株主の利用など、支配力を高めるために協力することもある³⁴。支配構造は関連会社書類から特定できる場合がある。
44. 各国は、BOを判定し、自国内で管理される法人及びその他の法人に対して機能し、実施可能なルールを適用するため、持分の概念を導入する際は、明確性と実用性を優先しなければならない。

支配又はその他の方法(閾値を超える)による実質的支配者

45. 法人の所有と支配の両方を考慮し、FATF定義に基づいてBOを判定する方法は、単に所有割合の閾値を適用するだけでは不十分である。次の検討事項も関係する

³¹ 例えば、ある法域に本店を置く会社が、第二の法域のTCSPを介して設立され、第三の法域に所在する名義取締役と、第四の法域に設立された法人の法的所有者を持つ場合など。

³² 法人の利益を所有者又は受益者に渡すこと以外に実際の目的はなく、資金を流す導管として機能する事業体。

³³ FATF – エグモント・グループ(2018年)、[「Concealment of Beneficial Ownership \(実質的支配者情報の隠蔽\)」](#)

³⁴ 名義人についてはセクション15を参照。

場合がある。

- **差別的議決権**:例えば、差別的議決権により、株式の種類によって特定の株主により強い支配力が与えられる場合がある。そのため、所定の閾値を大きく下回る株式保有比率でも、実際にはその少数株主が会社を支配できる場合がある。一部の法域(英国、シンガポール、香港、中国)では、昨今の改正に伴い、こうしたデュアル・クラス株式制度(複数議決権株式制度)の採用が広がっている。
- **経営陣の過半数を選任できる権限**:法人に対する支配は、自然人が経営陣の過半数を直接又は間接的に任命する権限を有する場合に行使され得る(例えば、その権限が、当該自然人が完全に所有する会社に付与されている場合)。ただし、少数株主又は特定の株主が経営陣のうち1人を選任する権利はそれだけで法人に対する支配力を与えるものではない。
- **債務証券を通じた支配**:支配力は、債務証券やその他の資金調達の見込めを通じて行使される場合もある。例えば、貸し主や債権者が融資契約の条項に基づき法人を支配できる場合(例えば、議決権株式に転換可能な債務)、又は第三者が金融その他の関係を通じて株主に影響を与える場合がある。ただし、法人融資を行う銀行がその行為自体で当該法人に支配力を行使しているとみなされることはほとんどない。
- **法人における地位を通じた支配**:法人に対して相当な支配力を行使し、当該法人の事業活動又は全体的な方向性に根本的な影響を与える戦略的意思決定に責任を負う自然人は、特定の状況においてBOとみなされることがある。法人の種類又は自国の法律によって、取締役が当該法人の業務管理に積極的に関与する場合もあれば、そうでない場合もある。
- **非公式の手段を通じた支配**:このほか、法人に対する支配力は、親族や関係者との密接な関係など、非公式の手段を通じて行使される場合もある。さらに、自然人が法人の所有資産を使用し、享受し、利益を得ている場合は、当該自然人が当該法人に対して支配力を行使する状況にあるかどうかをさらなる調査の根拠とすることができる。³⁵
- ただし、これらのケースは検知が難しく、実務上は、登録機関、行政機関その他の組織による日常的なBO情報収集との関連性は低い。

各種法人に関する実質的支配者

- **株式を発行しない会社**:株式を発行しない会社のBOは、株式保有比率で表される所有割合の閾値では把握できない。米国の非株式会社や英国の保証有限責任会社などが例に挙げられる。この種の会社は非営利事業体によく用いられるが、営利事業体が用いることもある。このほか、株式会社から非株式会社へ、その逆への転換が認められている場合もある。中には、居住納税者が直接又は間接的に支配する外国会社に適用されるBOの情報開示ルールや課税ルール(CFC税制(タックス・ヘイブン対策税制)として一般に知られる)を回避する手段として、TCSPが株式を発行しない会社を売り込んできたケースもある。これらの事業体については、所有権に基づくBOの判定に、事業体の支配状況を精査するための別のアプローチが必要となる。
- **組合**:有限・無限責任事業組合は、組合員とは異なる法人格を有するが、国によっては株式を発行せず、そのため株式保有比率の閾値では把握できない場合がある。国によっては(例えば、英領バージン諸島)、組合の設

³⁵ 名義人に関するセクション15に示す、事実上の取締役(又は「影の取締役」(shadow director))と非公式の名義人制度についての説明も併せて参照のこと。

立者が当該組合に法人格を持たせるか否かを選択できる。株式保有比率の閾値が存在しない場合でも、自然人が組合の活動運営に対して重要な影響力を行使する権利(又は実際に行使している)を有する場合、その自然人は組合に対して支配力を有することができる。例えば、組合員の選任・解任、組合の資金又は資産の投資判断、利益分配又は資本還元の指示又は否認、組合定款(例えば、組合契約)の改定指示、組合の解散・転換指示の権利などが挙げられる。

- **財団:** 上記以外にも、会社ではないが法人格を有するその他の様々な法人は、株式を持たないため、株式保有比率の閾値では把握できない。これは、BOの判定には、事業体の支配を調べるための別のアプローチが必要である。所有者が存在せず、理事会が支配する財団もその1つである。財団が信託と類似している場合、設立者、受益者、及び経営陣の構成員である自然人は、財団に対する支配を行使しているとみなされることがある。このほか、自然人が財団活動の運営に重要な影響力を行使する権利を有する(又は実際に行使している)場合も、支配力を有すると考えられる。例えば、理事会メンバーの選任・解任、財団の資金又は資産の分配や投資判断の指示又は否認、財団の解散・転換指示の権利などが挙げられる。

5. 実質的支配者情報に関する多面的アプローチ

46. FATF相互審査で明らかになった各国の経験は、犯罪目的での法人の悪用を防止し、BOの透明性措置を実施するうえで、複数の情報源を活用した多面的アプローチが単独のアプローチよりも有効であることを示している³⁶。これは、複数のアプローチが互いに補完し合い、最終的に情報の質を高めるためである。多様な情報源を利用できることは、情報へのアクセスを向上させ、個々の情報源における精度の問題を軽減するのに役立つ(これにはテクノロジーを活用したソリューションも含まれる)。
47. 多面的アプローチの中核は、法人自らが保有又は提供する情報と、公的機関又はその代理が登録機関や代替的な仕組みに保有される情報を組み合わせることである。その仕組みが権限ある当局によるBO情報への迅速かつ効率的なアクセスを確保する場合には、必要に応じて追加的な措置も講じる。十分、正確かつ最新のBO情報を維持するための3つの柱も同様に重要であり、いずれも他を犠牲にして優先してはならない。多面的アプローチを効果的に実行するには、各関係者の責任を明らかにすることが重要である。
48. 2022年3月の勧告24の改訂を受け、FATF基準では、多面的アプローチを規定しており、その最低限の構成要素は、(1)カンパニーアプローチ、(2)レジストリアプローチ又は代替的な仕組み、(3)法域が直面するリスクに応じて必要な場合のその他の補足情報源、である。多面的アプローチの下、代替的な仕組み又は追加補足手段として、金融機関又はDNFBPsが勧告10及び22に基づき取得し、維持管理するCDD情報を使用する場合については、セクション11及び12に詳述されている。補足情報には、規制当局又は証券取引所が保有する基本情報及びBO情報なども含まれることがある。自国の事情、重要性、リスクに基づき、国内システムの中での的確な手段を決定することができる。
49. BO情報の収集に関わる権限ある当局がBOに関する情報にアクセスし、情報交換できるように検討することができる。また、こうした情報アクセスや情報交換の範囲をBO情報の他の情報源に広げ、照合及び検証をさらに強化することが推奨される。単に基本情報及びBO情報の誤りを特定し、質を改善するだけでなく、これらの責任範囲をさらに拡大し、現在と新たに生じつつあるリスクを国レベルで理解するための情報源として活用することを検討することができる。
50. さらに、各国は、調査の過程で財務記録の提出を強制し、証拠を取得するための十分な権限を確保すべきである。³⁷これによって、当局は、国内の金融機関に法人が口座を保有又は管理しているかどうかを迅速に判断できるようになる。

³⁶ FATF『[Best Practices on Beneficial Ownership for Legal Persons](#) (法人の実質的支配者に関するベストプラクティス)』(2019年)を参照。

³⁷ FATF勧告31を参照。

6. 十分な実質的支配者情報

51. 勧告24解釈ノートは各国に対し、会社登記簿に提供される情報と、勧告24解釈ノート第7項³⁸に示すその他入手可能な情報を含め、十分な基本情報及びBO情報を確保するための仕組みを整えるよう求めている。

ボックス3 FATF勧告における「十分な」情報

十分な情報とは、BOである自然人と、所有、支配、その他の方法を通じた手段及び仕組みを特定するのに十分な情報を意味する。

52. BOである自然人の特定については、解釈ノートに情報例が示され³⁹、各国はこれらを記録することを検討すべきである。勧告24解釈ノートは前述の情報の条件や順位は示していないが、個人の特定のために必要とされる情報(例えば、氏名、国籍、生年月日など)と、個人の本人確認をさらに確実にするために有用な情報(一意の国民識別番号(例えば、内部管理番号、納税者番号、個人識別番号、社会保障番号など)、パスポート番号と文書の種類、出生地・居住住所、居住国における納税者番号又はそれと同等の識別子)がある。
53. 同様に、当該自然人を(所有又は支配を通じて)BOを行使している手段又は仕組みについては、そうした手段又は仕組み(例えば、関与の種類、議決権、その他の方法による支配など)と受益権の範囲(例えば、持株、議決権、その他の支配形態の割合の指標など)を特定するために必要とされる情報がある。そうした手段又は仕組みをさらに確認するために、有用なその他の情報には、次のようなものが含まれる場合がある。複数の形態のBOに関する情報(例えば、該当する場合は、所有と支配の両方)、連鎖に含まれる法的仲介業者又は法的事業体(BOが直接支配するもの)に関する情報、BOが名義人関係に関与しているか否かに関する情報(名義人については、セクション15を参照)、当該法人におけるBOの持分が直接保有か間接保有かに関する情報など。
54. 財団及びその類似法人については、当該自然人の地位又は役割(例えば、創設者、受益者、経営陣など)の記録を検討することができる。

³⁸ 勧告24解釈ノート第9項を参照。

³⁹ FATF勧告24、脚注59を参照。

7. 正確な情報 – 実質的支配者情報の検証手段

55. BOの特定後、この情報は確認されるべきである。検証とは、各国がそのBOデータが正確であることを確認するために様々な段階で導入すべきチェック及びその他のプロセスの組み合わせである(勧告24解釈ノート第9項)。検証は多面的アプローチのすべての要素に適用され、すべての要素に当てはまるいくつかの原則が以下に記載されている。検証には、専門知識を要する場合があり、検証手段はBO情報の保持方法に依存する。目的は、各国が構築する仕組み全体によってBO情報の正確性を確保し、異なる情報源全体として一貫性を保つことである。
56. BO情報の検証では通常、提出書類(例えば、株券、株主名簿、取締役会決議、委任状など)の精査を伴うことが一般的である。BO情報の検証には、リスクレベルに応じて、関連する政府機関及びその他の利用可能なデータベース(例えば、国民登録簿又は国民ID登録簿、納税者番号登録簿、車両登録簿、土地登記簿など)との手作業又は自動的な照合を含める場合がある。
57. BOの検証は、BO情報を保持する方法に応じて様々なプロセスで行われる場合があるが、多面的アプローチの一環として各国が選択するいずれのアプローチにおいても、次の確認を含める必要がある。
- カンパニアプローチに基づき、会社によって(セクション9参照)。
 - レジストリアプローチ(登録機関を情報源とする手法)に基づき、BO登記簿の管轄当局によって(セクション10参照)。
 - 代替的な仕組みに基づき、BO情報の提供に責任を負う事業体によって(セクション11参照)。
 - 当該法人のBO判定に必要な追加補足手段(例えば、規制当局又は証券取引所が保有する情報、又は金融機関及びDNFBPsが勧告10及び22に基づき取得した情報など)に関与する事業体によって(セクション12参照)。
58. 検証手段は各要素によって異なる場合があるが、異なる要素に適用されるBOを特定するための基準が、関連する要件(特に、勧告10又は勧告22に従ってCDDに適用される要件)と整合し、一貫していることが重要である。各国のリスクレベルに応じて、検証手段は次の2つの要素で構成される場合がある。
- 本人確認:**記載されたBOである自然人の本人確認をするため、適切な措置を講じるべきである。
 - 地位確認:**BOとして特定された人物の根拠を確認するため、適切な措置を講じるべきである。
59. BO情報を検証するための明確な仕組みを構築する目的は、不正確な情報のリスクを低減し、BO報告ルールの執行を可能にすることである。ただし、これは失敗が全くないことを意味するものではない。これは、最終的な所有及び支配に関する情報の信頼性を高め、明らかな誤り、虚偽、矛盾を体系的に発見し是正することを目的としたプロセスである。各国は、検証作業の負担を軽減し、処理の迅速性を高めるために、可能な場合は自動化されたチェックの導入を検討することができる。
60. 各国は、確認に関してRBAを適用しなければならない。リスクが高い場合(例えば、複数の法域にまたがる複雑な構造を持つ会社、名義取締役や名義株主の存在、リスク評価で高リスクと特定された事業体、過去に不正確なBO情報を報告した事業体、十分な文書を取得できない場合など)、検証手段の範囲や実施頻度を強化する必要がある。それ以外のケース、例えば、法的所有者、取締役、BOがすべて同一人物

である超小規模企業(micro company)などの場合、各国はリスクに基づき、検証手段を調整することを決定してもよい(例えば、本人確認のみを実施する場合)。

61. 強化された検証の仕組みは、報告されたBO情報の不正確さや、名義人関係の未開示など、故意の隠匿を検知するためにも活用できる。捜査的性質の高い確認作業は、法執行機関によって実施される場合もある。法人設立に専門仲介業者の関与を義務付けている国では、規制対象の専門仲介業者にそうした厳格な確認の実施を義務付けることもできる。
62. 事前にどのような仕組みを用いるかに関わらず、提出時の開示情報が真実かつ完全である旨の宣言書の提出を求めることもできる。⁴⁰申告は、提出者に対して虚偽のない情報を提供する主要な責任を課すものだが、これは情報の受領側による様々な検証の取り組みに代わるものではない。

実質的支配者の本人確認

63. 本人確認プロセスにおいては、国が発行した本人確認書類の確認などを通じて、BOとして特定された当該自然人が実在し、本人であることを確認するための適切な措置を講じることが求められる。本人特定事項とは、その人物の属性(例えば、氏名、生年月日、国籍など)の組み合わせである。本人確認においては、身分証明書に偽造又は窃盗などが疑われる場合、又はその他の関連リスクがある場合は、主張している本人確認情報が証拠提示者に属するものであるかどうかを確認するための措置を講じなければならない。国が発行する身分証明書(例えば、パスポート、運転免許証など)の提示を求めることを含む場合がある。こうした確認は、信頼できる国内システム(例えば、住民登録簿、税務登録簿、パスポートデータベース、選挙人名簿など)との自動データ交換によって行うこともできる。確認を行う当事者は、同等の確実性が得られる場合、こうしたデータ交換を活用することができる。
64. 対象者の本人確認においては、証拠の確かさを考慮しなければならない。これは独立したソースデータや提供された書類又は情報の量と信頼性に関係し、RBAを適用しなければならない。国外に所在するBOの本人確認については、BO情報を受け取る側が国外から得る法的文書の真正性を確認するための措置を講じなければならない。
65. 本人特定事項は通常、生涯にわたって変わるものではないが、身分証明書の有効期限切れや国籍の変更時には情報を更新する必要がある場合がある(最新の情報については、セクション7を参照)。その場合、確認対象となる当該個人が更新する責任を負う。また、確認済みの本人情報が盗まれたり、なりすましを防ぐため、十分な保護措置やデータセキュリティを講じなければならない(例えば、安全なポータル)。

実質的支配者の地位確認

66. リスクレベルに応じて、BOの地位確認には、以下の要素を含むが、これに限定されない。
 - i. BOとして特定された人物が、当該法人においてBOの定義を満たすだけの所有権、議決権、支配権を持っているか？
 - ii. BOとして特定された人物が、所有又は支配の程度に伴う権利を自らの名で実際に行使しているか、又は未開示の第三者の指示を受けて、又はその第

⁴⁰ 情報提出当事者から。例えば、法人、その代表者、TCSP、その他サービス・プロバイダーなど。

三者との合意に基づき行使しているか？⁴¹

iii. 特定されたBOと当該法人の構造及びリスクプロファイルと整合しているか？

67. BOの地位は時間の経過とともに変化する場合があります、それが支配の性質にまで及ぶこともある。よって、本ガイダンスのセクション8で説明する「情報は最新でなければならない」という要件に従い、法人設立時の確認だけに依拠するのではなく、情報の確認を継続しなければならない。長期的に収集した過去の情報も、国内当局、金融機関又はDNFBPsにとって有用である(不一致報告については、次のセクションを参照)。

不一致報告の仕組み

68. BO情報の正確さを支えるため、リスク、重要性、各国の事情に基づく補完手段として、不一致報告の仕組みの導入を検討することができる。不一致報告は、適用される場合(主に登記簿や代替的な仕組みに関して)、上記で概説した各種仕組みに対する検証手段を補完する役割を果たすべきであり、それらに取って代わるものではない⁴²。
69. 不一致報告は、一般に、当局や事業体がBOデータにアクセスし、法的事業体のBO情報の保有機関に対し、前者が保有する情報と後者が保有する情報に相違がある場合に報告することを可能にする。不一致報告は、法的事業体のBO情報の正確性と完全性の向上に役立つ一方、報告側に義務を課す場合はリソースへの影響が生じる。各国は、金融機関及びDNFBPsと顧客の双方から報告が行われる可能性がある状況について、特に不一致報告に関する事務負担を最小限に抑えるためのプロセスや手順を構築することができる。
70. したがって、不一致報告の仕組みを導入する際に検討すべき関連要素を以下に示す。
- a) **報告事業体による情報アクセス:** 不一致の報告を求められた当事者(金融機関、DNFBPs又はその他その国の定義に従って義務を課された事業体)は、登記簿又は代替的な仕組みに記載されたBO情報にアクセスする必要があり、これにより、登記簿又は代替的な仕組みと、自らがCDD義務の一環として収集した顧客情報との相違(正確性及び完全性)を報告することができる。
 - b) **不一致の重要性:** 報告された不一致の量が非常に多い場合もある。したがって、報告事業体が通報において使用するリソース量と受け取る側がそれを処理するために使用するリソース量を最適化するため、報告対象となる不一致の重大度基準を明確に定める必要がある。例えば通常は、誤字脱字ではなく、事実の誤りに焦点を当てる。
 - c) **不一致報告の裁定とフィードバックの仕組み:** 各国は、不一致報告を公正かつ効率的にレビューし、適正手続とRBAに重点を置きながら裁定するための仕組みの導入を検討する必要がある。会社その他法的事業体は、報告された不一致(理由を含む)について、適切な時期に通知を受け、データを迅速に修正できるようにすべきである。不一致の解決後、すべての情報の整合性が保たれるよう、報告事業体への通知を検討しなければならない。
 - d) **記録管理:** 不一致報告の適切な記録を検討する必要がある(例えば、登記簿又は代替的な仕組みの一部に表示する場合)。これにより、その情報の

⁴¹ 名義人が法人のBOであることはない。名義人制度については、セクション15を参照。

⁴² 勧告24解釈ノート第11項。

将来の利用者が、そのデータが十分、正確かつ最新ではない可能性があることを認識できる。特に、権限ある当局がアクセスする場合はこの情報が役に立つ。経営全体の観点から、各国は、不一致報告の件数とその理由を監視することを検討することができる。

- e) **プライバシーの考慮:** 不一致報告には個人データが含まれる可能性が極めて高い。各国は、不一致報告の仕組みを導入する場合、データプライバシー法、顧客の機密保持、その他関連事項を考慮しなければならない。例えば、情報漏えいを防ぐための安全対策を講じる。

8. 最新の基本情報及び実質的支配者情報

71. 勧告24解釈ノートには、各国が基本情報及びBO情報をできる限り最新の状態に保ち、変更や古い情報の特定後、合理的な期間内(例えば、1カ月以内)に更新⁴³するための仕組みを設けるよう述べている。また、曖昧さを回避するため、合理的な期間内のBO情報の更新をサポートする明確かつ実務に則した枠組みを設ける必要がある。この枠組みでは、「合理的な期間」の意味とともに、BO情報の最新状態を保つために各国が用いる方法ごとに枠組みをどのように実行するのかを明記しなければならない。
72. FATF基準では、自国のリスクや事情に応じ、制度的準備その他国内の状況を考慮したうえでBO情報を更新する合理的な期間を各国で適宜判断するよう柔軟性を持たせている。
73. この要件の導入については、実務上の支障⁴⁴に直面することもあり、その場合は、BO情報を最新の状態に保つための更新期間をより長く設定する必要があるかもしれない。BOを明確に特定できていない、すぐに連絡が取れない(例えば、不可抗力の場合⁴⁵、IT障害によって記録にアクセスできない)、BOが通知に返信しない、既知のアドレスではBOと連絡が取れないなどのケースが考えられる。
74. 各国は、これらの実務上の障害や状況を特定し、それらが自国でBO情報を確保するために用いる各仕組みにおいて、情報の最新性を妨げる要因を検討すべきである。該当する場合は、こうした実務上の支障を十分軽減するか、克服する効果のある適切かつ正当な手段とともに、現実的な最短期間を指定することを検討する。⁴⁶
75. 情報を最新の状態に保つためのベストプラクティスとして、各国は企業と、権限ある当局が十分、正確かつ最新の情報に適時にアクセスするために用いるその他の仕組みに対し、RBAに基づき、自社のBO情報を定期的にレビュー・確認し、検証するよう求めることを検討することができる。こうした定期検証は、企業構造のBOの変更を明らかにすることにつながり、企業が不注意によってこうした変更の発見と報告を怠っていた場合にも有用である。

⁴³ ここでは情報更新の合理的期間を1カ月としているが、あくまでも目安である。

⁴⁴ BO情報の仕組みと情報源については、セクション11を併せて参照のこと。BO情報を最新の状態に保つために各国が検討すべき項目の例を掲載している。

⁴⁵ 不可抗力とは、当事者のコントロールの範囲を超える行為、事象、状況と定義される。自然災害、戦争、BOの死亡などが例に挙げられる。

⁴⁶ 例えば、法改正やテクノロジーの活用による。

9. カンパニーアプローチに基づく法人の義務

76. 各国は、カンパニーアプローチに基づき、法人に対して次の対策の実行を求めなければならない。⁴⁷
- a) 自社のBOに関する十分、正確かつ最新の情報を取得・保有する。
 - b) BOの判定に関して権限ある当局と可能な限り協力する。権限ある当局への適時の情報提供も含まれる。
 - c) 金融機関及びDNFBPsと協力し、会社のBO情報に関する十分、正確かつ最新の情報を提供する。
77. 出発点として、権限ある当局が要請に応じて閲覧できる株主名簿又は会員名簿⁴⁸の維持管理を求めなければならない。ただし、株主名簿には法的所有者情報は載るが、必ずしもBO情報は載っていないことから、これだけでは十分ではない(BO情報については、セクション4を参照)。各国は、この手法の実行において次の事柄を検討する必要がある。
- a) 法人が収集するBO情報について十分、正確かつ最新の情報を確保し、当該情報を権限ある当局が迅速にアクセスできるようにするための仕組み(例えば、所定の手続や手順)は整備されているか? 法人に株主情報の更新を求める権限はあるか? (随時、BO情報を要求する権限を含む)。
 - b) 株主は、株式を代理で保有している人物(指示者)の氏名を開示することを求められるか? 所有権又は支配権に変更が生じた場合、株主及びBOは所定の期間内に会社に通知することを求められるか? ⁴⁹法人にBO情報の定期的な検証、レビュー、確認が義務付けられているか? ⁵⁰
 - c) 義務(例えば、BO情報を収集し、それを十分、正確かつ最新の情報に保つ義務)を怠った場合、法人や代表者に相応かつ実効性と抑止力のある制裁は設けられているか? ⁵¹
 - d) 権限ある当局が、法人に協力を求める権限はあるか? 協力しなかった場合に科される実効性があり、相応かつ抑止力のある制裁はあるか? BO情報は会社設立国内で閲覧可能にすることを義務付けられているか? 法人設立国内に物理的拠点のない法人はどのように取り扱われるか? ⁵²
 - e) 当局は、法人の協力を得られない場合にどのような措置が求められるか金融機関・DNFBPsに明確なガイダンスを示したか? (例えば、協力を得られない場合は、管轄当局に通報する、取引を開始しない、又は継続しないなど)。
 - f) 法人に自らの義務とその履行に必要なリソースをどのように認識させるか? 法人の義務を説明した十分なガイダンスはあるか? そのガイダンスは公表されているか? 法人が自らの義務に取り組み、その知識を得るための適切な道筋は示されているか?

⁴⁷ 勧告24解釈ノート第7項(a)。

⁴⁸ 勧告24解釈ノート第4項。基本的な所有者情報については、セクション3を併せて参照のこと。

⁴⁹ 例えば、1カ月以内など(BO情報の更新については、セクション7を参照)。

⁵⁰ 例えば、法人への所定の届出を怠ったBOに対する罰則規定はあるか?

⁵¹ 制裁については、セクション17を参照。

⁵² 例えば、BO情報にアクセスできる自然人の取締役を、法域内に居住する者として少なくとも1人置くことを義務付けるなど。

10. レジストリアプローチ

78. 権限ある当局が、勧告24に基づき、法人のBOに関して十分、正確かつ最新の情報を確実に入手するための方法の1つは、公的機関(例えば、税務当局、FIU、会社登記機関、BO登記機関など)がこの情報を保有することである。⁵³
79. BO情報を保有する登記簿は、権限ある当局が直接の情報源から当該情報を迅速かつ効率的に(多くの場合、リアルタイムで)アクセスできるため、効果的な仕組みとなり得る。こうした有効性は通常、届出情報に疑いがあった場合、登録機関に追加情報を求めるに足るリソースと能力が備わっていることが前提条件となる。
80. BO登記簿は様々な形態が想定され、各国には登記簿を運用する制度的枠組みや、登記簿にBO情報を記録する法人の種類多様性に応じて、その設置方法を調整する十分な柔軟性が認められている。つまり、例えば分散型で運用する場合(特に国家未満レベルで連邦州に権限がある場合)、複数の登録簿を個別かつ相互接続的に運用する方法も考えられる。この場合、どの国家未満当局が情報を保有しようとも、権限ある当局がBO情報に円滑にアクセスできるよう、仕組み同士のアプローチの一貫性と相互運用性を確保することが重要である。また、法人の種類ごとの性質を反映し、法人の種類別(例えば、会社、団体、財団など)に登記簿を設置する場合もある。この場合でも、各種登記簿が一貫して機能し、登記簿の構成方法にかかわらず、権限ある当局によるアクセスがすべてのケースで迅速かつ効率的に確保されるようにしなければならない。いずれにしろ、各国は、登記簿に関して(特定グループの法人ではなく、)該当する外国法人を含め、すべての該当法人が含まれる十分な範囲を設定しなければならない。各国には、登記機関に効率的にアクセスし、信頼できる情報を得られる状態を確保する責任を負う。
81. BO登記簿の導入に関わる課題の大部分は制度面に起因する。すなわち、登記機関が十分、正確かつ最新のBO情報を収集するために設立されているか、その役割を果たすために必要な権限を有しているか、要件の遵守を怠った法人又は自然人に相応の抑止力のある制裁が科されるか、登記機関にその役割を遂行するための十分なリソースが備わっているか否かなどである。
82. 一部の国は、BO情報をすでに会社登記簿などの既存データベースと統合している。他方、法人、金融機関及びDNFBPs、権限ある当局、又は相互接続された登記簿を介した自動報告によって、情報が入力されるBO登記簿を設置している国もある。権限ある当局と、国によってはその義務のある当事者は、これらのBO登記簿にアクセスし、それ以外の情報源(例えば、金融機関及びDNFBPs、公証人、税務又は株式市場の管轄当局、法人に要求された文書など)に照らしてBO情報をクロスチェックすることができる。
83. 一部の国では、公証人が中央一元化された法人のBOデータベースを管理している(例えば、公的機関から業務委託を受けた民間組織が管理するデータベース)。これには、事業体の法人化や、個人又は事業体によるその他の特定の行為又は取引の際に、公証人が取得し記録した十分、正確かつ最新の情報、並びに個人又は事業体の移転に関する情報も含まれる。これによって法人情報のレポジトリが構築され、これを会社登記簿情報の検証に使用できる場合もある。
84. 一部の国は、税務当局が特定法人のBO情報を維持管理している。税務当局は例え

⁵³ 勧告24解釈ノート第7項(b)(i)。また、勧告24解釈ノート(脚注11)には、その機関が他の情報(例えば、基本的所有・会社設立情報、税務情報など)と合わせてBO情報を記録したり、情報源を複数の登録機関(例えば、県又はその下の行政区画、セクター、NPOなどの特殊法人の登録機関など)又は公的機関から業務委託を受けた民間機関の形態にしても構わないと定められている。

ば、所得がある、所有権がある、不動産取引に従事している、又は従業員を雇用している法人の十分、正確かつ最新の基本情報及びBO情報を保有する。税務当局に情報開示するすべての法人に銀行口座を開設し、その銀行のCDD規定に従うことを義務付けているケースもある。そうしたデータベースを使用する場合は、そこに収載する十分、正確かつ最新の情報でなければならない。

85. BO情報を保有する公的機関を活用する国は、登記簿の維持管理、記録される情報が十分、正確かつ最新の状態を確保し、さらに迅速かつ効率的なアクセスを実現するために、必要なリソースと専門知識を確保する方策を検討する必要がある。この検討事項は、登記機関に導入する情報確認のための維持管理の仕組みとリスクベースの仕組みについても当てはまる。十分なリソースがなければ、BO情報を保有する公的機関の実効性も損なわれることになる。
86. このほか、BO情報を保有する公的機関の任務及び職務が十分に定義されず、当該登記機関の権限及び責任が十分明確でなければ、当該公的機関は登記簿データの十分、正確かつ最新の状態を確保できない。
87. 勧告24は、各国にBO情報のパブリックアクセス推進の検討を認めている。この際、マネロン・テロ資金供与を防ぐためのデータ開示に対する一般市民の関心と、BOの基本的権利（例えば、個人データ保護の観点や該当の法的要件など）との両立点を見つけないといけない。よって、段階的アプローチの情報開示を検討することができる。例えば、すでにパブリックアクセスを認めている国は、例えば、BOの権利を害するリスクを最小限に抑えるために、より一般的な性質のあるもの（例えば、氏名、BOとみなされる根拠、会社名、登録住所など）に限定するなど、一般市民に公開する情報の種類を明確かつ包括的に定義することを検討することができる（情報へのアクセスについては、セクション13を参照）。
88. 以下に、BO登記簿を設ける又は既存のデータベースにBO情報を組み込む際の検討事項の例をいくつか示す。
 - a) 効果的なBO登記簿を導入するにあたり、司法又は憲法上の支障はないか？例えば、一部の国では、州又は地方レベルの当局が法人の登記と規制を担っており、憲法上の制約により、国の当局がそれらの当局にBOの要件を課す権限が制限されている。
 - b) 当該登記機関の法定権限及び目的、BO情報の収集、確認、維持管理という役割に対応するに足る十分な幅広さがあるか？
 - c) 登記簿を運営する機関は、BO情報の収集、確認、維持管理に足る人的、資本的リソースを備えているか？複雑な法人構造のBOを判定するには、企業法に関する十分な理解と知識が必要となる場合がある。同様に、当該企業が事業を行う経済的背景の理解は、その他の手段による支配の仕組みを把握するうえで重要な手がかりとなる可能性がある（BO情報については、セクション4を併せて参照）。一部の国では、登記機関が自らがBO情報を保有する法人について、テーマ別分析や横断的分析を実施でき、外れ値や不正確な情報を検知できる。登記簿の設計においては、技術的備えによってこの種の分析を可能にするか、認めないかを検討することが望ましい。
 - d) 登記簿に記録するBO情報が十分、正確かつ最新の状態を確保するための仕組みはあるか？法人を設立する自然人申請者に、法人設立時に登記簿への正確なBO情報の提出を義務付けるか（例えば、当該情報が提供されない場合は、法人設立を禁止する）？会社設立後に随時、BO情報をモニタリングするためのリスクベースの仕組みがあるか？登記機関は提出情報の

正確性をRBAに基づき、信頼できる外部資料やデータ、情報を使って確認するか？当局、金融機関及びDNFBPsが不一致を登記機関に報告できる仕組みはあるか？⁵⁴通報された不一致を所定期間内に是正するために合理的な手段が講じられるか？（情報の正確性については、セクション7を参照）。

- e) 時間の経過に伴うBO情報の変更を、どのようにモニタリングし、記録するか？法人及びBO（又はそのいずれか）は、何らかの変更が生じたり、修正が必要になった場合、合理的な期間内の登記簿への情報提供を義務付けられているか？（最新情報については、セクション8を参照）。また、BO情報の定期的な更新、確認、修正は義務付けられているか？
- f) 登記機関への届出義務の執行に責任を負う権限ある当局はあるか？自国の法的枠組みに基づき、違反行為（例えば、情報を開示しなかった、不正確又は不完全な情報を提出したなど）に適用される実効性があり、相応かつ抑止力のある制裁はあるか？⁵⁵例えば、法人にBOの届出が義務付けられている場合、関連するすべての側面に対して制裁が設けられているか？（例えば、不正確又は不完全な情報を提出した場合）。制裁は適切な対象者を網羅しているか？
- g) 登記簿が保有する情報は、権限ある当局が迅速かつ効率的に入手できるか？登記簿の存在が十分に公表されているか？登記簿の利用方法に関する情報が提供されているか？権限ある当局が、ニーズに適切に対応できる方法で登記簿が保有するBO情報を検索できるシステムはあるか？（例えば、法人名又はBO名で検索できる、同一名の法人又はBOを区別するための手段がある、情報を集約するための手段がある場合など）。登記簿はリモートログイン又はそれに類似した仕組みによって直接アクセスできるか？それとも登記簿からの情報取得を要請しなければならないか？後者の場合でも、そのプロセスは権限ある当局が迅速かつ効率的に情報を入手できるか？不正な情報開示を防ぐため、登記簿を管理する機関に対して明確な情報開示要件が設けられているか？

機能の例 – 実質的支配者情報を保有する公的機関

89. BO情報を保有する公的機関のために備える仕組みについては、次の機能のすべて又は一部を取り入れることができる。
- i. 法人に対し、登記時に会社登記簿に基本情報及びBO情報を提供することが義務付けられている。
 - ii. 法人に対し、基本情報及びBO情報を定期的に提供すること、また、それらに変更が生じた際は合理的な期間内（例えば、1カ月以内）に届出ることが義務付けられている。
 - iii. 法人に対し、BO及び所有構造に関する宣誓（例えば、宣誓陳述書）を義務付ける。これには**本人確認書類**のコピーの提供を含めることができる。

⁵⁴ 中央登記簿と報告事業体とに、BOに関して一貫したデータ基準や定義を定めておくことと共通理解の形成に役立つ可能性がある。理解や実施の不一致は、マネロン・テロ資金供与リスクとほとんど、又は全く関連しない追加的な事務負担や不要な報告が生じるおそれがある。重大なマネロン・テロ資金供与リスクのある不一致報告対象法人への内報に伴うリスクに対処する手段と、報告事業体へのフィードバック手段も重要な検討事項である。

⁵⁵ 勧告24解釈ノート第16項を参照。

- iv. BO情報を保有する公的機関には、RBAに基づき、BOの本人確認を行い、BOとみなされるための基準を確実に満たしていることを検証することが義務付けられる。(確認に関するセクションを相互参照)
- v. BO情報の提供を怠った法人を相応かつ抑止力のある制裁の対象とし(例えば、会社設立の制限)、確実に適用する(制裁については、セクション16を参照)。
- vi. 不正確な情報提供を行った法人を、相応かつ抑止力のある行政制裁又は刑事制裁の対象となる。法人代表にも個人的責任を負わせることができる(制裁については、セクション16を参照)。
- vii. BO情報を保有する公的機関は、義務が履行されなかった、又は然るべき当局に違反行為が報告された場合、こうした制裁を確実に適用する。
- viii. BO情報を保有する公的機関が積極的役割を担う。例えば、リスクベース確認やテクノロジーなどを活用した別の情報源(例えば、株主名簿、住民登録台帳、国民ID登録簿など)と照合による情報確認を実施し、異常や不一致を見つけ出し、裏付け書類の偽造や不正開示のリスクを抑えるなど。
- ix. 公的機関が保有するBO情報はデジタルで記録され、検索可能である。検索機能では複数フィールドによる検索に対応する。
 - x. 権限ある当局が公的機関が保有するすべてのBO情報に迅速かつ効率的にオンラインでアクセスできるようにする。全文検索機能を備える。
 - xi. BO情報を保有する公的機関に、データベース内の悪用や異常なアクティビティの徴候(危険信号)を見つける能力を備えさせる。
 - xii. 法人の基本情報は公開されている。BO情報の一部又は全部を公開するか、少なくとも金融機関及びDNFBPsは閲覧可能とすることもできる。
 - xiii. 金融機関及びDNFBPsと、必要に応じて権限ある当局が公的機関が保有するBO情報と自らが入手したBO情報に不一致を見つけた場合に報告する(正確性に関するセクションを相互参照)。BO情報を保有する公的機関とその他該当局の両方又はそのいずれかが合理的な期間内に情報を訂正するための適切な措置を講じる。
 - xiv. BO情報を保有する公的機関は、BO情報に加えて、法人の株主情報を取得・保有する場合もある。
 - xv. BO情報を保有する公的機関が、取締役会、経営陣、その他法人を代表する行為を認められた自然人に関する情報を収集する。
 - xvi. 権限ある当局が法人のBO情報を適時に特定できるため、仕組みを他の手法で補完する。⁵⁶
 - xvii. データ保護、プライバシー保護対策を講じる。登記簿やその他BO情報源の各種利用者に対して情報閲覧制限を設け、これらの情報の不適切な開示を防ぐ。

⁵⁶ 勧告24解釈ノート第7項(a)及び第7項(c)。

11. 法人の実質的支配者情報を取得するための仕組み及び情報源: 代替的な仕組みの特徴

90. 各国は、当該仕組みが権限ある当局に十分、正確かつ最新のBO情報に効率的なアクセスを提供する場合に、BO登記簿ではなく、代替的な仕組みを使うことを用いることで、勧告24に記された多面的アプローチの実施を決定することができる。⁵⁷この文脈における効率的とは迅速かつ信頼できるアクセス、すなわち信頼できる情報源を通じて、不当な遅延なく、権限ある当局、特に法執行機関やFIUが捜査や分析を迅速に行えることを指す。
91. 各国には、権限ある当局が十分、正確かつ最新のBO情報に効率的なアクセスを確保する限り、自国特有のリスク、重要度、事情に応じて代替的な仕組みを柔軟に構築することができる。代替的な仕組みのアプローチを採用する場合、各国は既存の情報源に依拠することができる。信頼できる情報に効率的なアクセスを提供する具体的な仕組みを整備する責任は各国にある。当該仕組みは、権限ある当局が十分、正確かつ最新のBO情報にアクセスできる明確かつ包括的プロセス又はシステム(あるいは複数のプロセス又はシステム)で構成されるべきである。
92. 代替的な仕組みのアプローチを採用する場合は、当該仕組みを設計するにあたり、以下の考慮事項を勘案すべきである。
- i. **法的・運用枠組み:** 権限ある当局が当該情報にアクセスすることを可能とする、又は情報源が他の関係当局に当該情報の開示を認める明確な法的枠組みが存在するか? 情報源が許可された開示を行った場合、責任を免責する法的枠組みはあるか? 情報源に対して当局へ適時な情報開示を義務付ける法的枠組みが存在するか? 具体的な法的枠組みが存在しない場合、代替的な仕組みを用いて情報を求めるための十分な既存の権限を権限ある当局が有しているか?
 - ii. **範囲:** 代替的な仕組みの範囲は、(特定の法人グループではなく)関連する外国法人を含むすべての関連法人を網羅する十分な広さか? マネロン/テロ資金供与リスクをもたらす可能性があるが、特定の金融機関又はDNFBPsの顧客ではない国内法人を対象としているか?
 - iii. **リソース:** 代替的な仕組みを担当する事業体には、十分、正確かつ最新のBO情報を確保するために十分な人的・資本的リソースを有しているか?
 - iv. **認識:** 権限ある当局(特に法執行機関及びFIU)が、十分、正確かつ最新のBO情報にアクセスできる代替的な仕組みを認識するための明確なガイドラインは存在するか? 代替的な仕組みを通じてBO情報にアクセスする方法について、権限ある当局は明確に理解しているか? BOの情報源が、代替的な仕組みの下での開示義務を明確に理解しているか?
 - v. **即応性:** 権限ある当局が代替的な仕組みを通じてBO情報を求めた場合、情報へのアクセスは迅速かつ効率的か? 迅速なアクセスを促進するための具体的なプロセス又はシステムは整備されているか? 例えば、BO情報を複数の事業体が保有している場合、権限ある当局が、複数の事業体からの情報収集に伴う不当な遅延を回避するために、単一の窓口又はBO情報保有者との間でBO情報にアクセスするためのプロセスを確立しているか?

⁵⁷ 勧告24解釈ノート第7項(b)(ii)(「十分、正確かつ最新」のBO情報については、セクション6~8を併せて参照)。

- vi. **品質:** 代替的な仕組みは完全かつ信頼できる情報を提供しているか？情報が十分で、正確かつ最新であることを確保するための措置は講じているか？⁵⁸代替的な仕組み自体が情報源ではない場合、基礎となる情報源は十分で、正確かつ最新の情報を保有するという目的を満たしているか(すなわち、情報を保有する情報源が、BO情報の品質管理や検証を行っているか)？BO情報を保有する情報源が会社法および／または複雑な法的構造に関して十分な理解、知識、ならびに適切なBOの特定に役立つその他の関連する専門知識を有しているか？権限ある当局がBOを特定する際に複数の情報源に依拠している場合、情報源全体でデータは一貫性しているか？データの相違を解消するためのプロセスは存在するか？
- vii. **監督・データ保護:** データ保護や機密性に関する懸念を考慮しながら、代替的な仕組みがBO情報への効率的なアクセスを提供することを確保するために、適切な監督措置又は同等の仕組み(例えば、適切な制裁)が整備されているか？BO情報保有者がデータ保護を確保するための適切なアクセス手順及び安全対策を有しているか？BO情報を求める権限ある当局は、データ保護を確保するための適切なアクセス手順や安全対策を有しているか？
93. 各国は、代替的な仕組みの下でBO情報に効率的なアクセスを確保し、関連するBO情報について迅速な回答を確実に受けるために、例えば、権限ある当局が複数の情報源に同時にアクセスすることができる安全な通信電子ポータル／ウェブサイトといった、具体的な仕組みを開発する必要がある。各国は、基礎となるBO情報が十分で、正確かつ最新の状態を確保するため、検証と監督を含む具体的な措置を導入しなければならない。これら2つ(高品質な情報源と効率的なアクセスのための仕組み)が代替的な仕組みを構成し得る。
94. 以下は、代替的な仕組みを構築する際に各国が活用できる情報源の例(CDD情報に基づく場合もある)である。
- a) 銀行口座、決済口座、その他金融サービス(例えば、保管口座、投資口座など)を保有する法人を特定する銀行口座登録簿
 - b) 法人と継続的な取引関係のある金融機関及びDNFBPsに関する情報を保有する公的機関
 - c) 金融機関と借入関係のある法人の最新情報を収集し、維持する信用情報機関の情報システム
95. (勧告10又は22に従い、)金融機関又はDNFBPsが取得・保有するBO情報のみでは、代替的な仕組みとしての要件を満たすには不十分である。しかし、各国は、権限ある当局による十分で、正確かつ最新のBO情報に効率的にアクセスを確保するため、この情報を活用して代替的な仕組みの構築を検討することができる。新たなデジタルソリューションは、各国が代替的な仕組みを構築する更なる可能性をもたらし得る。

⁵⁸ 「十分、正確かつ最新のBO情報」については、セクション6～8を参照。

12. 追加補足手段

96. 権限ある当局が法人のBOを適時に特定できるための多面的アプローチにおいて（多面的アプローチについては、セクション5を参照）、各国は必要に応じて、次のような追加的補足情報を使用すべきである。⁵⁹
- a) 他の規制当局や監督官庁が保有する情報
 - b) 証券取引所が保有する情報
 - c) 勧告10に基づき、金融機関が取得した情報
 - d) 勧告22に基づき、DNFBPsが取得した情報
97. (a)については、金融規制当局その他監督官庁と共有している、それぞれが保有するBO情報にアクセスし、それを強化するための既存の情報共有システムを活用できる場合がある。こうした取決めにより、各国は保有するBO情報を検証し、必要に応じて見直す機会を得る。その結果、権限ある当局が正確ではない又は最新ではない情報を特定することに資する。これは、他の規制当局や監督官庁との連携によって可能になり、提供されたBO情報の正確性が、他の規制当局又は監督官庁からの権限委譲を受けて運営されるその他組織が保有する情報に基づき検証される。
98. (b)のような公開情報源は、権限ある当局にとって情報を入手し、検証する追加的な手段となり得る。証券取引所に上場し、BOの十分な透明性確保を義務付けられている法人については、その情報をBO情報の検証に利用することを各国が検討できる（該当規制制度の適用性については、セクション18を参照）。
99. 金融機関及びDNFBPsが勧告10又は22に基づき取得した情報も、追加補足手段となり得る。(c)に示すとおり、勧告10に基づき取得したBO情報を提供できる、効果的に規制された金融セクターを活用するの1つの方法である。各国は、勧告に基づき、金融機関に対して、BOを特定し、その本人確認を行うための合理的な措置を講じ、金融機関がBOを把握していると確信できるようにすることを求めなければならない。このほか、金融機関に対しては、顧客の所有・支配構造、顧客の事業内容・リスクプロファイルの理解も求める必要がある。所有・支配構造と、リスクプロファイルを理解する義務は、継続的なものでなければならない。⁶⁰
100. (d)に示すとおり、会社設立に関わる、効果的に規制されたDNFBPsセクター（特にTCSP、弁護士、公証人、会計士）を活用する場合、勧告22に従ってDNFBPsが保有する情報も追加補足手段となり得る。
101. 金融機関及びDNFBPsが保有する情報を追加補足手段に使用するには、そうした金融機関及びDNFBPsがCDD要件に従っていることを確認する効果的な監視と監督が行われていることが重要である。CDD要件の実施は、法人ビークルの透明性を高める包括的仕組みに含まれていなければならない。この要件を法人ビークルの設立又は経営にしばしば携わる会社や専門職（TCSP、弁護士、公証人、会計士を含む）に広げることが特に重要である。規制された金融機関及びDNFBPsの制度には、適時の情報更新を怠る、当局への情報提供を怠る、又は不正確な情報を提出するなどの違反行為に対する効果的な制裁制度が含まれることになり、その制度は効果的に執行される。
102. BO情報は別の手法で入手するケースもあるが（多面的アプローチについては、セクション5を参照）、当該情報を入手できることが、勧告10又は22に基づく金融機関及びDNFBPsの義務を免除するものではない。いずれの場合も、CDDの実施時に当該

⁵⁹ 勧告24解釈ノート第7項(c)。

⁶⁰ リスク評価については、セクション3を参照。

情報だけに頼るべきではない。

13. 情報へのアクセス

権限ある当局によるアクセス

103. 権限ある当局、特に法執行機関及びFIUは、関係当事者が保有する基本情報及びBO情報に適時アクセスするために必要なあらゆる権限を有するべきである。ただし、当該アクセスの特徴は、情報を保有する当事者又は国の法的枠組みによって異なる場合がある。
104. 基本情報及びBO情報が公的機関によって保有・取得されている場合、または代替的仕組みを通じて保有・取得されている場合、アクセスは迅速かつ効率的でなければならない。これは、不当な遅延や障害がなく、迅速かつ信頼できるものであることを意味する。権限ある当局は、どの公的機関又は代替的な仕組みが十分に、正確かつ最新の基本情報及びBO情報を保有し、さらにその情報へのアクセス方法について十分な知識を有すべきである。法人が基本情報及びBO情報を保有する場合については、法執行機関および、国内の枠組みが許容する場合その他の権限ある当局が、当該法人の全面協力の下、情報に適時アクセスできるようにしなければならない。こうしたアクセスは捜査の文脈で最も一般的であり、通常、当該情報の開示を権限ある当局に課す提出命令又は同等の命令の発出を条件とするものと認識されている。最後に、権限ある当局は、必要に応じて基本情報及びBO情報にアクセスするために利用可能な、追加的補完措置(上記、第12章で論じたもの)について十分な知識を有するべきである。
105. 関連情報を保有する当事者は、自らの開示義務を理解し、権限ある当局に全面的に協力し、当局が職務を適切に遂行できる期間内に、可能な限り迅速に情報を提供すべきである。この要件の実施にあたり、各国は、当局による当該アクセス及び開示を許可し、必要に応じて、情報源が権限に基づく開示について責任を問われないよう保護する、明確な法的又は規制上の枠組みを確保しなければならない。

公共調達の過程におけるアクセス

106. また、各国は、国レベルの公的機関及び適切な場合にはその他の機関が、公的調達の過程で、法人に関する基本情報及びBO情報に適時アクセスできるように必要な権限を有することを確保すべきである。以下に、この要件を実施する際の考慮事項を以下に示す。
 - a) **枠組み:** 各国は、国レベルの公的機関及び適切な場合にはその他の機関が、契約に入札する法人(すなわち、契約入札者)及び契約を獲得した法人(すなわち契約受領者)の基本情報及びBO情報に適時アクセスできるようにする、又はそれを認める枠組みが存在することを確保すべきである。この要件を実施するにはいくつかの方法がある。
 - i. 公共調達への参加要件として、入札者及び契約受領者が、直接又は間接的に(例えば、関連する登記簿の抜粋を通じて)、基本情報及びBO情報⁶¹を関連する公共調達当局に提供することを求める。契約入札者及び契約受領者が関連する公共調達当局に基本情報及びBO情報を直接提供する場合、各国は、公共調達の過程で、検証の必要性がある場合を含め、関連する公的調達当局に対し、登記簿又は代替的な仕組

⁶¹ 一般に、調達当局に提供されるBO情報は、入札者及び契約受領者が自らの金融機関又はDNFBPsに提供する情報と大きく異なるものであり、これにより当該情報の適時提供が可能となり、規制上の負担を軽減できる。

みにより保有されている情報、ならびに追加的補完措置(第10～12章を参照)を通じた情報へのアクセスを提供することができる。

- ii. 関連する公共調達当局に対し、公共調達の過程で、検証の必要性がある場合を含め、公的機関が保有する契約入札者及び契約受領者に関する基本情報及びBO情報にアクセス(公的登記簿が保有するBO情報へのアクセスも含む)、又は代替的な仕組みに保有されている基礎情報やBO情報、ならびに追加的補完措置(第10～12章を参照)を通じた情報へのアクセスを提供する。
- iii. 関連する公的機関が、契約入札者及び契約受領者に関する他の公開されている基本情報及びBO情報(例えば、調達契約業者に関するデータベースに保有されている情報)に依拠することを許可する。当該情報は、十分で、正確かつ最新でなければならない。

いずれの措置を用いてこの要件を満たす場合であっても、各国は、権限に基づく開示を行った場合に、必要に応じて情報源を法的責任から保護する法的枠組みを確保しなければならない。

- b) **運営上の考慮事項:**運用面において、各国は、関連する公的機関が、公共調達の過程で、基本情報及びBO情報に関してどの情報源が利用でき、そしてどのようにその情報にアクセスするかを十分に把握するよう確保すべきである。情報源(入札者、登記簿など)にかかわらず、各国は、当事者が自らの開示義務を理解し、十分で、正確かつ最新の情報に適時アクセスを促進するよう確保すべきである。具体的な範囲の問題(例えば、一定の金額基準を超える契約にのみ要件を適用すべきかどうか)については、既存の公共調達及びその他該当する枠組みやプロセスに依拠し、リスク、状況、重要度に基づきこれらの問題を判断する必要がある。各国は、特に、公共調達の枠組みが既に落札された調達契約への公的アクセスを既に提供している場合に、契約受領者に関するBO情報の公表を検討することができる。

金融機関、特定非金融業者及び職業専門家、その他各国の権限ある当局、一般市民によるアクセス⁶²

107. 各国は、会社登記簿に対し、金融機関、DNFBPs、及び他国の権限ある当局による、当該登記簿が記録する公開情報、少なくとも法人に関する以下の基本情報(基本情報に関する第3章を参照)へ適時のアクセスをできるようにするか、そのアクセスを円滑化すべきである。最低限の法人に関する基本情報には、会社名、設立証明、法的形態と地位、登録事務所の所在地、基本的な規制権限(例えば、定款及び細則)、取締役名簿、納税者番号又はそれと同等の固有識別子(存在する場合)が含まれる。⁶³
108. 各国は、適切なデータ保護及びプライバシー保護措置を条件として、CDD義務の遵守を促進し、不一致報告などの補足的検証に係る労力を支援するため、金融機関及びDNFBPsによる法人に関する以下の追加情報への適時アクセスを促進することを検討すべきである(正確な情報について、第7章を参照)。
 - i. 株主又は構成員名簿には、株主及び構成員の氏名、各株主⁶⁴が保有する

⁶² 勧告24解釈ノート第13項。

⁶³ 勧告24解釈ノート第15項(a)でも、公の情報に名義人の有無を盛り込むことを求めている。名義人制度に関する追加のガイダンスは、下記セクション15を参照。

⁶⁴ これは、すべての記名株式の名義上の保有者に適用される。

株式数、及び株式の種類(関連する議決権の性質を含む)を記載する。

- ii. 登記簿に保有されている、又は代替的な仕組み、ならびに追加的補完措置を通じて保有されるBO情報(上記第10~12章で論じたとおり)。
109. 最後に、各国は、基本情報及びBO情報へのパブリックアクセスの推進を検討することができる。当該情報へのパブリックアクセスは、市民社会、その他の組織や個人が情報を相互に照合することを可能にし、その結果、情報が正確で、十分かつ最新であることの確保や、法人の潜在的な悪用(例えば、脱税、詐欺、汚職スキームなど)を特定するのに役立つ。ただし、パブリックアクセス単独では、情報の正確性を確保する十分な仕組みではない。パブリックアクセスの範囲と制度を検討する際、各国は、データ保護規則やその他のプライバシー、安全性、機密保持に関する懸念を考慮し、例えば正当な利益に基づき、公表する基本情報及びBO情報の対象を絞るか、情報開示に段階的アプローチ(基本情報から詳細情報まで)を用いるかを検討する。

アクセス費用

110. 基本情報及びBO情報へのアクセスに関して料金体系を検討する場合、各国は、一般的に、当該制度が権限ある当局が有すべき基本情報及びBO情報への効率的かつ迅速なアクセスに不必要な遅延や障害を生じさせないことを確保すべきである。説得力のある案がない場合、権限ある当局や公共調達のプロセスにおける国レベルの公的機関と必要に応じてその他の機関が当該情報へ無償でアクセスできることを確保することが、良い慣行である。その他については、情報を十分に利用可能とするという目的を促進するため、料金体系が、登録簿や代替的仕組みに関する維持管理費や将来の開発費を含む、情報を利用可能にする行政コストに見合った、またはそれを超えないようにすることが良い慣行である。

14. 無記名株式及び無記名新株予約権の悪用リスクを防止・低減するための仕組み

111. 勧告24及びその解釈ノートは、法人に対して無記名株式又は無記名新株予約権証券の新規発行を認めてはならず、すでに発行されている無記名株式及び無記名新株予約権証券の悪用を防ぐための対策を講じなければならないと述べている。既発行の無記名株式及び無記名新株予約権証券は記名式に転換するか、不動化しなければならない。

定義

112. FATF用語集では、無記名株式及び無記名新株予約権証券は、次のとおり説明されている。

ボックス4 FATF勧告用語集における「無記名株式」と「無記名新株予約権証券」の定義

「無記名株式」とは、物理的無記名株券の保有者にその法人における所有権を与える流通証券、その他追跡不可能な類似証券を指す。所有者を特定できる電子化された、記名式(又はそのいずれか)の株券はこれに含まれない。

「無記名新株予約権証券」とは、物理的な無記名新株予約権証券の所有者に法人の所有権を取得する権利を与える流通証券、追跡不可能な類似の新株予約権証券やその他の証券を指す。電子化された又は記名式の新株予約権証券で、所有者を特定できるものは含まれない。証券が行使されるまでは所有権や所有権取得資格を与えず、特定の条件下で法人の所有権を取得するための申込権のみを付与するその他の証券も含まれない。

113. 無記名株式及び無記名新株予約権証券の主な特徴は次のとおりである。
- i. 物理的無記名株券又は物理的な無記名新株予約権証券
 - ii. 所有権の追跡ができないこと
114. この用語には、追跡できないその他の類似証券や新株予約権証券が含まれる場合もある。無記名株式及び無記名新株予約権証券は、証券の所有権が隠されることにより、マネロン・テロ資金供与リスクが高まる。ただし、証券取引所に上場し、証券取引所の規則又は法律その他の執行可能な手段により、BOの十分な透明性確保を義務付ける開示要件が課されている会社の新規発行及び既発行の無記名株式又は無記名新株予約権証券は対象外とする。⁶⁵

無記名株式及び無記名新株予約権証券の種類

115. 特定法域の法人及び法的取極めは、無記名新株予約権証券のそれらと類似した特徴を持つが、以下の理由により定義に該当しない場合がある。
- i. まず、電子化された(株式の形態を物理的株券から電子記録に変更)又は記名式の物理的無記名譲渡性証券は、証券が所有者又は名義人の名義

⁶⁵ FATF勧告24、脚注61を参照。

で記録され、所有者を特定できる場合、勧告24の適用対象外となる。例えば、すべての金融証券が法律上、電子化証券である場合(物理的証券が発行されていない)⁶⁶、無記名証券は原則、カストディアンと呼ばれる認められた金融仲介業者が保有する登録簿に所有者⁶⁷名義で記載されることによって証明される。これは、発行者の帳簿に直接記録される記名式有価証券とは対照的である。

- ii. 次に、物理的無記名譲渡性証券が存在し、当該無記名株式の追跡可能性を確保する仕組みが適用法の下に存在しない場合に限り、勧告24の範囲に該当する。適用法に基づき、その株式又は新株予約権証券の所有者の本人特定事項を仲介機関に登録することが義務付けられ、仲介機関が無記名株式又は無記名新株予約権証券の所有者の本人特定事項を発行者に開示する権限を有する場合、この勧告の対象外となる可能性がある。この状況は非常に限られ、株式が証券取引所に上場しているか、個々の持分証券に対する請求権が排除されている場合、株式が有価証券のクリアリング・保管銀行又は機関、特に認定された証券集中保管機関又は認定された第三国の証券集中保管機関において常に不動化されている場合などが挙げられる。したがって、仲介機関からの情報取得権を定めた資本市場の開示ルール又は仲介機関から当該情報を取得する権利を定める規定によって、発行者が該当の株式保有を個々の株主まで追跡できる。国内ではなく、国外でのみ保有されることを意図した証券を表す預託証券に関連してのみ、物理的証券が作成され、証券集中保管機関によって保管される場合がある。これらの証券の追跡可能性は証券集中保管機関が保証する。

転換又は不動化措置の範囲

116. 既発行無記名株式については、基準は各国に対し、合理的な期間内に転換又は不動化措置によりリスクを防ぎ、低減する措置を講じることを求めている。
117. 転換に関しては、無記名株式が監督下の仲介機関によって保有されているか否かに応じて、次の措置を検討することができる。
 - a) 株式を仲介機関が保有していない場合：
 - i. 株式所有者に、自らの株式を、無記名株式のBOを特定する義務を負う監督下の仲介機関を通じて保有させることを義務付ける。
 - ii. 無記名株式の発行者に定款を改定し、記名株式のみを認めることを義務付ける。
 - b) 株式を仲介機関が保有している場合は、次の措置のいずれかが想定される。
 - i. 仲介機関に無記名株式のBOの特定を義務付ける
 - ii. 仲介機関が無記名株式を別の形式(電子化された株式又は記名株式)に転換する責任を負う
118. 不動化に関しては、無記名株券及び無記名新株予約権証券を、権限ある当局が情報に適時アクセスできるよう、規制対象金融機関又は専門仲介機関による保有を義務付けることで不動化することができる。専門仲介機関は、監督下にあることを前提

⁶⁶ 例えばフランスでは、1983年12月29日付け法律番号83-1179以来。行政命令番号2017-1674の施行以来、記名式有価証券も分散型台帳技術に登録される場合があることに留意すること(*dispositif d'enregistrement électronique partagé*)。

⁶⁷ フランス商法典L. 228-1条。

に、無記名株券及び無記名新株予約権証券の適切なカストディアンとなり得る。

119. 規制対象金融機関及び専門仲介機関は、無記名株式又は無記名新株予約権証券のカストディアンとなった場合、権限ある当局向けに該当情報を記録できるよう、保有者の完全な本人確認を行わなければならない。権限ある当局が金融機関又は専門仲介機関が保有する情報に適時アクセスするための然るべき手順を定めなければならない。

無記名株券及び無記名新株予約権証券の不動化/転換期間

120. 基準は、各国に対し、合理的な期間内に上記の措置を講じることを求めている。必要な法律又は行政の変更に要するリードタイムを考慮し、この期間は約2年と見込まれる。⁶⁸こうした措置の適用に関するいくつかの法域の経験を踏まえ、以下に、各国が講じた措置の例をいくつか示す。

ボックス5 フランス

この点を説明するにあたり、すべての「無記名株式」を電子化証券とする際、1982年12月30日付フランス法では既存の物理的無記名株式を電子化された無記名株式に転換する法的義務を制定しなかった。フランス法では既存の物理的無記名株式を転換する動機付けとして間接的制裁を採用した。既存の物理的無記名株式の所有者には、法律の施行時点から株式を登録するために18カ月の猶予が与えられ、期限内に株式を登録しなかった場合、所有者は議決権を剥奪された。残りの物理的無記名株式については、法施行から5年後に発行者が売却しなければならず、この手順を実行しなかった発行者の経営者には罰金が科された。

121. 所定期間(例えば2年)経過後に、無記名株式を記名株式へ転換する仕組みを設けることが考えられる。以下に、各国が講じた措置の例をいくつか示す。

ボックス6 スイス

スイス法、*Loi fédérale sur la mise en œuvre des recommandations du Forum mondial sur la transparence et l'échange de renseignements à des fins fiscales*では、無記名株式の利用を、上場企業又は仲介機関が関与する場合に限定した。それ以外のすべての株式は、この法に基づき、施行後18カ月後に無記名株式が記名株式に自動転換された。

122. 不動化又は転換の完了前は、FATF基準に従い、無記名株式の所有者に会社への届出を義務付け、会社は株式に付随する何らかの権利を行使する前にその本人特定事項を記載することが求められる。さらに、既存の無記名株式及び無記名新株予約権証券を記名株式へ円滑に転換するため、各国は、暫定期間を設け、その終了時に既存の無記名株式や無記名新株予約権証券を転換、不動化、又は最終的に消却することを検討することが望ましい。

⁶⁸ 勧告24の改正を受け、各国には必要な法律又は行政の変更に着手することが求められるが、次回(第5次)相互審査からは、新しいFATF基準に照らした評価が行われる。

123. 転換又は不動化措置を実施する合理的期間を判断する際、懸念のある無記名株式及び無記名新株予約権証券又はその所有者がもたらすマネロン・テロ資金供与リスクを考慮しなければならない。いずれの場合も、所定期間経過後、義務付けられた変更を行わなかった場合は、無記名株式の所有者は株主としての権利の一部又は全部を失う。以下に、各国が講じた措置の例をいくつか示す。

ボックス7 フランス及びスイス

フランスとスイスはいずれも、転換措置を実施するために18カ月間の猶予期間を設けた。

15. 名義人制度の悪用リスクを防止・低減するための仕組み

124. 勧告24とその解釈ノートは、各国に対し、名義株式及び名義取締役の悪用リスクを防止・低減する対策を講じることを求めている。⁶⁹

定義

125. FATF用語集に定義されている名義人とは、その会社において何らかの役割を負う自然人又は法人であり、会社の支配権や所有権に対してより実質的な権利を有する指示者の指示を受けて行動する代理人として機能する。多くの場合、指示者がその会社のBOである。
126. 多くの種類の名義人制度は正当な事業目的を持ち、マネロン・テロ資金供与リスクはごく小さいか、全くない。しかし、名義人が透明性を妨げることで、BOの透明性ルールを回避する意図的な手段として利用され、会社やその他の法人ビークルをマネロンや関連犯罪に悪用することを助長する場合がある。
127. 名義取締役及び名義株主は、最も一般的な名義の形態である(下のボックスを参照)。

ボックス8 FATF勧告用語集における「指示者」「名義株主又は名義取締役」の定義

指示者とは、取締役又は株主の立場で代理として行動するよう名義人に対して(直接又は間接的に)指示を出す自然人(又は自然人の集団)又は法人を指す。「影の取締役」「サイレントパートナー(Silent partner)」と呼ばれることもある。

名義人とは、別の自然人又は法人(「指示者」)から指示を受け、法人に関して特定の役割を指示者の代理として果たす自然人又は法人である。

名義取締役(「居住取締役」とも呼ばれる)とは、指示者の直接又は間接的指示に従い、その代理人として、会社の取締役としての職務を日常的に遂行する自然人又は法的事業体を指す。名義取締役が法人のBOであることはない。

名義株主は、指示者の指示に従い、付随する議決権を行使するか、指示者に代わって配当金を受け取るか、もしくはその両方を行う。名義株主は、名義として所有する株式をもってその法人のBOとみなされることはない。

128. これらの用語は用語集に定義されているが、その根底にある指示者と名義株主又は名義取締役との法的又は事実上の関係は多種多様な形態を取ることがあり、法域によってそうした仕組みを説明するために様々な用語が用いられることがある。⁷⁰
129. 名義人制度とは、名義人が取締役又は株主として登録されている場合の、関連する法的及び非公式の仕組みの範囲を表し、名義人が実際にはその会社とつながりがないか、知識がないか、支配権がなく、単なる表看板である(署名貸し契約(Signature for Sale))から、名義人がその会社で実質的かつ真に独立した役割を担

⁶⁹ 勧告24解釈ノート第15項。

⁷⁰ 例えば、「取締役」は、理事会メンバーやマネージングディレクターなど、法人の経営全般に責任を負うその他様々な最上級管理職を指す場合がある。

っている場合(例えば、大規模な複合上場会社の特定株主の利害を代表する場合、その会社の取締役会に特定の知見を提供する場合など)まで多岐にわたる。⁷¹

130. 次の法的な契約は、勧告24に基づく名義人に関する措置の文脈に当てはまると考えられる。
- a) コーポレート・サービス・プロバイダーが提供する専門の名義人制度
 - b) コーポレート・サービス・プロバイダーが提供する専門名義取締役及び名義株主サービス
 - c) 名義人制度と併用される委任状の仕組み
 - d) 署名貸し契約。例えば、名義人がその会社と実質的な関係を持たず、単なる表看板である場合の「名義取締役宣言」など。
131. 各国は、自らの法域内に存在する取決めの具体的種類を検証し⁷²、勧告24解釈ノート第13項及び勧告25に基づく措置において、名義人の悪用によるマネロン・テロ資金供与リスクの低減対策の関連性と適用可能性を評価しなければならない。⁷³これには、他人に代理行為を義務付ける仕組みなどを含む。
132. また、「指示者」と「名義株主又は名義取締役」という用語の適用については、次の例も含まれる可能性がある。
- a) 指示者: 主要当事者、サイレントパートナー、影の取締役
 - b) 名義株主: 許認可を受けたサービス・プロバイダー、専門の当事者代表者、その他の自然人又は法人が該当する場合がある。
 - c) 名義取締役: 法律専門家、コーポレート・サービス・プロバイダー、その他の者である場合がある。居住する取締役又はローカル取締役が名義人となる場合もある。
133. 名義人は法律上の地位を有する場合もあり、多くの場合、TCSP、公証人、弁護士、税務顧問との正式な法的合意によるものである。また、契約によらず、当該人物の行動や振る舞いにより法律上、名義取締役とみなされる場合もある。⁷⁴名義人制度は、法的な(書面による)契約を伴わず、非公式に存在する場合もある。例えば、家族、友人、従業員又は同僚が、指示者(BOである場合もある)の代理人を務める緩やかな支配関係に基づく場合など。⁷⁵
134. 事実上の取締役(「影の取締役」)及び非公式の名義人の存在は、名義取締役及び名義株主に関する具体的な法的規定がない法域においても、名義人制度が存在し、一般的であり、実際に存在すること自体でマネロン・テロ資金供与リスクをもたらす可能性があることを意味する。
135. FATF用語集の定義に基づき、名義株主又は名義取締役は、指示者からの直接又

⁷¹ セクション15.4を併せて参照。

⁷² こうした仕組みは、法域ごとに又は法域内でも、目的に応じて様々な形態を取ることがある。したがって、これらは実際の目的に基づき取り扱わなければならない。

⁷³ FATFによる勧告25のレビュー準拠。

⁷⁴ 一部の法域では、法に基づき、(公式又は非公式の)名義人を通じて支配力を行使する隠れたBOを「影の取締役」と定義している。

⁷⁵ 経済的困難にある自然人又は法人、支払いを受けるために、多くの場合、契約書を交わさずに偽の会社の署名者となり、その後の義務履行が強制される場合など。もう一つの例としては、犯罪組織の利益のために、その犯罪組織の処分権限の対象となる資産を取得、所有又は使用する場合など。

は間接的指示に従い、その会社において日常的に職務を遂行する。反対に、名義人が指示者の特定の権限を(例えば、指示者の「名の下で」)一度限り又は非日常的に行使する権限委譲は、多くの場合、名義人関係とは認められない。

名義人制度の悪用リスクを防止・低減するための仕組み

136. 勧告24の解釈ノートに基づき、各国は、名義人制度の悪用リスクを防止・低減するため、次の仕組みの1つ以上を適用することが求められる。(1)会社登記簿やBO登記簿に焦点を当てた透明性要件、(2)名義人として活動する者に対する許認可要件(指示者の開示要件と併せて)、(3)名義人制度の禁止。これらの措置は、指示者、名義株主、名義取締役が法人か自然人かに関わらず適用される。それぞれの仕組みの特徴は次のとおり。⁷⁶

a) 透明性要件:

- i. 名義株主及び名義取締役は、名義人として行動している旨(名義人としての立場)に加え、指示に基づき行動している指示者の本人特定事項を会社に開示しなければならない。
- ii. 前述の情報は、その名義人制度が公式か非公式かを問わず、国が指定した該当の登記簿又は代替的な仕組み(例えば、会社の株主名簿、会社登記簿、BO登記簿がある場合はその登記簿など)に会社又は名義人が届出なければならない。
- iii. その国での適用に応じて、BO登記機関又は代替的な仕組みは、その情報を取得、保有、記録しなければならない。
- iv. 国は、名義取締役又は名義株主の名義人としての立場を公の情報に含めなければならない。例えば、該当の登記簿上で、名義取締役又は名義株主である取締役又は株主の氏名にラベル表示又はアスタリスクを付す方法などがある。

b) 許認可要件:

- i. 名義株主及び名義取締役は、名義サービスを提供するための許認可を得るか、マネロン対策規制に基づき許認可を得て、規制の対象となる専門職に従事しなければならない。
- ii. 各国は、名義人専用許認可制度を設けるか、もしくは、勧告10、22、23、26、28に基づき規制される金融機関及びDNFBPs(TCSPを含む)を対象とする既存の許認可・規制制度を活用することもできる。
- iii. 名義人の立場とその指示者の本人特定事項に関する情報は、該当の登記機関又は国が指定した代替的な仕組みによって取得、保有、記録しなければならない。(例えば、BO登記簿が存在する場合は、これに記録する)。また、名義株主及び名義取締役は、その指示者及び最終的に代理として行動している自然人を特定する情報を維持管理し、要請に応じて、この情報を権限ある当局に提出しなければならない。

c) 禁止:

- i. 名義人制度を明確に禁止し、禁止を徹底して執行する。
- ii. 事実上の名義人や非公式の名義人が存在する可能性を踏まえると、名義人に関する法的定めがない、又はこれを削除するだけでは、名義取締役や名義株主の仕組みを実務上排除するには通常不十分である。

⁷⁶ 勧告24解釈ノート第13項a-cを参照。

- iii. 未開示の名義人を検知し、禁止を確実に執行するための措置(例えば、相応かつ抑止力のある制裁)が必要である。
 - iv. 禁止措置は、上記a)及びb)に列挙した措置と組み合わせることもできる。例えば、法人取締役の禁止と、その他の種類の名義人制度に関する許認可又は透明性要件を組み合わせる方法など。
137. 非公式の名義人は、私的な取決めであり、秘密裏に行われる場合が多く、名義人と指示者との間に書面契約が存在しない場合、その性質上、こうした関係に伴うリスクを低減するための予防措置(例えば、透明性や許認可要件など)を講じることは困難である。前述の措置は、公式・非公式の名義人に概ね適用可能であるが、非公式名義人の悪用リスクに十分対処するには、予防措置と比較して、BOの虚偽申告に対する制裁の適用により重点を置く必要がある。(公式・非公式の)名義人を開示しないことによるBOの虚偽申告は、捜査上の証拠又は制裁の根拠に用いることができる場合がある(制裁については、セクション16を参照)。また、その他の予防措置(例えば、取締役の義務に関する法規制)を自国の枠組みに盛り込むことを検討できる
138. 非公式の名義人関係については、金融機関及びDNFBPsがその関係の主要要素に関する情報を要求し、記録目的でこれを保存する方法もある。また、金融機関及びDNFBPsは、リスクレベルや該当の登録機関又は代替的な仕組みに応じて、BO情報の取得時に、未開示の名義人制度に伴うリスクについて認識を高める必要がある。
139. 勧告24に基づく名義人に関する規定は、名義人に関するその他のFATF勧告と該当のセクター別ガイダンスと併せて実施する必要がある。特に、名義取締役サービス(「顧客のために取締役を務める」と定義される)又は名義株主サービスを提供するTCSPはすでに、勧告22及び23に基づき、BOの特定を含む予防措置の対象になっている。さらに、勧告28は各国に対し、こうしたサービス提供の監視と遵守状況の確認を義務付けている。よって、国によってはすでにTCSPの許認可と規制を行い、その結果、名義取締役又は名義株主としての機能を認めている。勧告22、23及び28はTCSPに関する規定を示しているが、勧告24は名義人サービスの提供に関してより具体的な透明性要件を定め、具体的には、名義人に対して実際に行う指示を出している指示者(TCSPの名義人サービスにおいては、その「顧客」)に関する情報を該当の登録機関へ事前に届出することを義務付け、名義取締役の立場であることを公に記録するか、さらに監視にとどめず、名義人サービスの提供を国の許認可の対象とすること、あるいはその両方を義務付けている。

名義人制度の悪用リスク

140. 名義人制度は完全に合法的なビジネス目的の幅広い範囲を満たす場合もあるが、所有者の氏名を公式記録に出さない又は取引の相手方に開示しないなどの方法でBOを隠すために意図的に悪用される場合もある。

署名貸し契約

141. TCSPが「署名貸し契約」の下で名義人制度を明示的に販売することは比較的一般的であり、この場合、名義人はBOの本人特定事項を隠す以外に実質的な役割を果たさない。ここでは、名義人と別途締結される私的な法的合意(一般的には委任状(Power of Attorney)がよく用いられる)によって、(BO)は舞台裏で法人の支配を維持する。記録に残る一部のケースでは、名義人が日付のない辞任届に予め署名し、BOが名義人を一方的に、場合によっては日付を遡って解任できる。⁷⁷こうした取決め

⁷⁷ StAR (2022), “[Signatures for Sale](#)”(署名貸し契約)。

は、BOの透明性に関する精神と法令に抵触する可能性があるだけでなく、名義人が法人に関する実質的な知識や支配力を持たない場合、法人に対する取締役の基本的義務に違反する可能性もある。したがって、a)、b)、c)の措置は、主に名義人が存在する場合に、法人のBOを特定する義務の実施の強化を意図しているが、名義取締役が単なる「署名貸し契約」として行動するのではなく、取締役としての責任を実質的に果たすことを確保することで、悪用防止にも寄与する。

名義人制度の悪用リスクが低いと考えられる状況

142. 幅広い名義人サービスには、名義人がその法人において実質的役割を担い、合法のビジネス目的のために日常的に用いられたり、当該法人のBOに関して十分、正確かつ最新の情報を、権限ある当局がすでに利用できるケースも含まれる。したがって、勧告24に従って各国が講じる措置の範囲は、自国のマネロン・テロ資金供与リスクを考慮しなければならない。⁷⁸各国は、リスク評価に基づき、自国のマネロン・テロ資金供与リスクに応じて、講じる措置の範囲を状況に応じて区別することができる。例えば、その性質と目的(上場企業とその子会社⁷⁹、公的事業体、持株会社、事業会社、他人の財産や資産を所有・管理するのみを目的とした居住会社)、業種、役員のリスクプロファイル、その他の要素に応じて法的事業体を区別するなどが考えられる。
143. 各国が、勧告の解釈ノートに定めるリスク低減措置の対象から名義人を除外できる状況の例には、悪用リスクが低く、法人のBOに関する十分、正確かつ最新の情報が権限ある当局に提供されることを条件とする場合が含まれる。具体例は以下のとおり。
 - i. 株主(集団)が経営レベルで自らの利益を代表する取締役を選任する通常の企業慣行(例えば、大規模な複合上場会社)。
 - ii. 企業グループ又は商業的・財務的提携の状況において、法人の取締役会に専門知識を提供する、事業判断を調整する、株主の利害を考慮するために委任され、法人の取締役会に派遣される取締役。
 - iii. 法令に基づき、特定の株主(集団)又はステークホルダーの利益を代表するために委任された取締役(例えば、年金制度理事会の従業員代表取締役、(一部)国有企業の場合の国、政府、公的機関代表取締役、企業の取締役会における従業員代表取締役(ドイツの共同決定制度に基づく「Arbeitnehmervertreter im Aufsichtsrat」など)⁸⁰、国際開発金融機関(Multilateral Development Banks)が子会社や投資先企業に選任した取締役)。
 - iv. 投資家に代わって活動する、マネロン・テロ資金供与対策規制の対象となる特定の投資ファンド、又は将来の年金受給者の利益のために活動する、リスクが低い年金基金。
 - v. 株主の権利を行使する権限の委譲が既存の銀行関係(例えば、受託銀行)に付随的である状況。
 - vi. 株主が株主総会に参加できない場合に、独立した代表者が議決権を代理行使すること(スイスの“unabhängiger Stimmrechtsvertreter”、“Depotvertreter”などの議決権代理人)。
 - vii. 金融機関が、例えば、銀行業務や仲介業務の過程で、自らの名義で、顧客

⁷⁸ 勧告1解釈ノート第2項。

⁷⁹ セクション19を参照。

⁸⁰ 監査委員会における従業員代表。

のために取引を行う場合、名義株主として行動する。

16. 制裁措置

144. 明確な責任や、効果的で均衡のとれた抑止力のある制裁を確立することは、勧告24の要件を確実に実施するための国家的制度としての取組における重要な特徴である⁸¹。当該勧告を実施する措置は、自然人及び法人の双方に適用される。法的確実性については、勧告の各要件に関して、法人の義務(例えば、情報を登録簿又は代替的な仕組みに届出ること)と自然人の義務(例えば、株主が、法人の代理として行動する権限を持つ者に対して情報を提供すること)についての明確なルールを定めることが重要である。同様に、各国の法的伝統に応じて、法人による義務違反が、主導的立場にある経営陣又は法人を代表して職務を遂行する権限を持つ人物による故意又は過失による行為によって引き起こされた場合、当該事例における責任の帰属させる観点から、個別に対処することができる。例えば、法人に利益を与える意図で自然人が違反を行った場合がこれに該当し得る。従業員が各自の責任の下要件に違反した場合、経営陣に責任を帰属させる場合がある。
145. 各国は、義務違反をした場合に、適切な制裁を科すか、又は当該人物に責任を負わせることができる。こうした制裁又は追加措置は、行政的、民事的、刑事的のいずれかの性質を持ち、金銭的又は非金銭的なもの(例えば、企業への参画に関する権利の剥奪、登記簿からの抹消)があり得る。最も適切な執行措置を決定する際、各国は、法的枠組み全体との整合性を確保しなければならない。
146. 各国は、法人又はその代表者(例えば、特定の状況では現地代理人を含む)に対して、刑事制裁及び/又は行政制裁を適用することもできる。
147. 制裁が効果的で、均衡がとれ、抑止力があることを確実にするため、次の要素を検討しなければならない。
- a) 当該制裁を課す権限を有する当局が存在するか?
 - b) 制裁の範囲は、すべての責務と想定されるケースシナリオ(例えば、遅延した届出に対する軽微な制裁、法人設立の制限に関する虚偽申告や情報報告義務の違反に対する個人責任、警告書、反復的な違反に対する登録抹消手続き)を網羅するほど十分に広範か?
 - c) 制裁の範囲は、法域内の最大規模の法人に対しても、十分に抑止的か?
 - d) 制裁は、違反行為の重大さ(反復性を含む)と整合しているか? その他の要素(例えば、法人の総売上高)を考慮すべきか?
 - e) 違反行為は体系的に検知され、制裁が科されているか?

⁸¹ 勧告24解釈ノート第16項。

17. 実質的支配者の義務と、その他の勧告(電信送金、暗号資産に関する要件)との関係⁸²

顧客管理の一環としての電信送金と実質的支配者

148. 電信送金については、金融機関に対し、臨時取引を行う場合に、勧告10に定められたCDD措置を実施することを義務付ける必要がある。この義務には、前述のとおり、送金人又は受益者のBOを特定し、その本人特定事項を合理的な措置で検証することが含まれる。また、勧告16では、特定の送金人情報の収集や、その情報を電信送金に付随させることなど、金融機関に対してさらなる措置を講じることを求めている⁸³。

暗号資産

149. FATF用語集では、暗号資産交換業者とは、その定義に示された活動又は業務をビジネスとして行う自然人又は法人と定義している。⁸⁴勧告24及び25は、各国がマネロン・テロ資金供与への法人及び法的取極めの悪用を防ぐための措置を講じるよう明確に述べている。よって、金融機関及びDNFBPsの場合と同様、暗号資産交換業者の悪用を防ぐための措置を講じ、勧告10及び22に規定された要件を暗号資産交換業者が実施する際に、BO情報及び支配情報へのアクセスを円滑化する措置を検討しなければならない。
150. まず第一に、暗号資産交換業者の許認可又は登録手続において、権限ある当局は、犯罪者又はその関係者が当該暗号資産交換業者の相当持分又は支配持分を保有したり、重要な持分のBOになったり、経営上の役割を担ったりすることを防ぐために、必要な法的又は規制上の措置を講じなければならない。暗号資産の禁止を決定した国を含め、各国は、所定の許認可又は登録を受けずに暗号資産交換業者活動を行っている自然人又は法人を特定し、適切な制裁を科すための措置を講じなければならない。⁸⁵
151. 暗号資産及び暗号資産交換業者活動において、各国は、その法域内で許認可を受けた暗号資産交換業者が、匿名性を高める技術又は仕組みを使用する活動に関わるリスクを管理・低減し、暗号資産の法的所有者又はBOの隠蔽に悪用されないよう確保しなければならない。こうした技術又は仕組みには、これに限定されないが、匿名性強化型暗号通貨(AEC)、ミキサー、タンブラー、プライバシーウォレット、その他、暗号資産の送金者、受取人、保有者の本人特定事項を不明瞭にする技術などが含まれる。暗号資産交換業者がそうした活動に関与することによるリスクを管理、低減できない場合、その暗号資産交換業者は当該活動に従事してはならない。⁸⁶

⁸² 勧告10及び22との関係性については、多面的アプローチに関するセクション5と、追加補足手段に関するセクション12を参照。

⁸³ 勧告16解釈ノート第11項～第18項。

⁸⁴ 暗号資産交換業者とは、FATF勧告の他の箇所を対象とされていない自然人又は法人で、別の自然人又は法人のために、次の活動又は業務の1つ以上を事業として行う者をいう。

i. 暗号資産と不換通貨の交換

ii. 1つ以上の暗号資産同士の交換

iii. 暗号資産移転

iv. 暗号資産又は暗号資産の支配を可能にする手段の保管・管理、並びに

v. 暗号資産の発行者による提供又は販売に関連する金融サービスへの参加又は提供。

⁸⁵ 勧告15解釈ノート第3項、脚注44参照。

⁸⁶ Updated [Guidance for a Risk-based Approach for Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers](#) (暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス)改訂版、パラグラフ174。

152. 暗号資産交換業者は、勧告10に基づくCDDを実施し義務を遂行する際、国内法で義務付けられた顧客識別情報を取得し、確認しなければならない。対象の暗号資産活動(例えば、暗号資産決済、暗号資産移転、暗号資産発行など)について、暗号資産交換業者による顧客及びBO情報の確認は、取引関係を開始する前又はその過程で完了させなければならない。⁸⁷
153. クロスボーダーのコルレス取引関係に関与する場合、又はトラベル・ルール情報を送信する前に、相手方暗号資産交換業者に対するデューデリジェンスを完了し、定期的に、又はその関係に新たなリスクが生じた場合に更新しなければならない。このカウンターパーティー・デューデリジェンスを実施する際、暗号資産交換業者は、勧告10及び13に従い、相手方暗号資産交換業者から直接情報を入手することができる。この情報は、法人の本人確認及びBO情報の確認のため、信頼できる独立した情報源と照合して確認しなければならない。例えば、会社登記簿、権限ある当局が維持管理する規制対象機関の登録簿(例えば、利用可能な場合は、各法域で維持管理される暗号資産交換業者リスト)、BO情報の登記簿、その他バーゼル銀行監督委員会「一般ガイド(口座開設)(General Guide to Account Opening)」に示された例などが含まれる。⁸⁸
154. FATFは、暗号資産と金融資産の双方に同時に該当することを意図していない点に注意が必要である。しかしながら、同じ資産が異なる国の枠組みの下で異なる分類となる場合や、同じ資産が複数の分類で規制される場合が想定される。新しいデジタル資産が金融資産と暗号資産のいずれに該当するか判断する際、当局は金融資産に関する既存の制度又は暗号資産に関する制度のいずれを適切に適用できるかどうかを検討しなければならない。例えば、その資産が機能上、無記名株式のデジタル同等物である場合(例えば、譲渡可能なトークン)、当局は該当制度におけるリスク低減措置がどのように適用されるかを検討する必要がある。⁸⁹この点についての1つの選択肢は、勧告24に定める無記名株式に関するリスク低減措置を適用することである。⁹⁰

⁸⁷ 同書、パラグラフ269、270。

⁸⁸ 同書、パラグラフ289、292。

⁸⁹ 同書、パラグラフ51。

⁹⁰ 勧告24解釈ノート第12項。

18. 該当規制制度の適用性

155. 基本情報及びBO情報が規制対象機関又は認定証券取引所に存在する場合、各国は、法人のBO情報が十分、正確かつ最新の状態を確保し、権限ある当局が基本情報及びBO情報を適時に判断できるようにする義務を履行する目的で、これらの事業体による当該情報の利用を認めることができる。
156. どの事業体に情報利用を認めるか判断する際には、次の要素を考慮しなければならない。
- 認定証券取引所が保有する情報:** 取引所の所定プロセスに従うことを条件に、当該情報の利用を認めることができる。
 - 金融機関及びDNFBPsが保有する情報:** 自国又は他国法域内の事業体がどの程度信頼できる基本情報及びBO情報を保有しているのか検討する必要がある。「FATFリスクベースの監督に関するガイダンス」⁹¹に従い、効果的に監督された事業体が当該情報を保有する場合、各国はその情報の利用を認めることができる。

証券取引所が保有する情報

157. 証券取引所が保有する情報を、法人の基本情報及びBO情報が十分、正確かつ最新の状態を確保し、権限ある当局が適時に判断できるようにするための義務を履行する目的で利用できるか検討する際には、取引所に基本情報及びBO情報の正確さを判断するためのプロセスがどの程度整備されているかを検討する必要がある。これには、BOの十分な透明性を確保するための適切な仕組み(例えば、株主又はBOの報告違反に対して制裁を科すなど)を含める必要がある。以下に、各国が考慮すべき事項を示す。
- 上場企業については、BO情報が公開企業情報の一部として公表されている場合がある(例えば、年次報告書)。これは補足手段(セクション12参照)とみなすことができる。
 - 法域によっては、上場企業に厳格かつ包括的な情報開示要件が課されている場合がある。証券取引所に、基本情報及びBO情報が十分、正確かつ最新の状態を確保するためのプロセスが整備されている場合、株主及びBOに関する最新の公開情報で十分とみなされることがある。

TCSP

158. TCSPは、法人ビークルの設立過程とその継続的運営の両方について、顧客のCDDの実施に重要な役割を果たす。多くの国では、TCSP(例えば、会社設立や運営など)は、弁護士や会計士などの規制対象の専門職を含む様々な事業体によって提供されている。一部の国では、弁護士及び会計士は自らの主たる専門業務又は事業がすでに規制の対象に指定されていることもあるが、カンパニーサービスの提供は、犯罪者がこうした専門職を利用してBO情報を隠そうとする可能性がある領域であり、特定の規制上の監視を必要とする。⁹²また、多くの国では、トラスト・カンパニー・サービ

⁹¹ [FATF Guidance on Risk-Based Supervision](#)

⁹² FATF [Guidance on Risk-based Approach for Legal Professionals](#) (2019)(法律専門家向けリスクベース・アプローチガイダンス)、パラグラフ48～54、FATF [Guidance on Risk-based Approach for Accounting Profession](#) (2019)(会計専門家向けリスクベース・アプローチガイダンス)、パラグラフ26～30を参照。

スに特化したその他の会社もこれを提供しているが、その専門業務や事業が規制対象となっていない場合がある。具体的なマネロン・テロ資金供与規制及び専任監督者が存在しない場合、こうした専門業務は規制されないままになる恐れがある。

159. もう1つのよくある課題は、法律専門家とTCSPがマネロン・テロ資金供与要件の対象になっている場合でも、BOに関するCDD義務の実施に不備があることが多い点である。これらの要件の遵守に関する監督は効果的ではない場合が多い。これらの問題に対処するため、すべての法律専門家とTCSPに対し、勧告22に従ったCDDの実施を義務付ける必要がある。⁹³
160. 各国は、TCSPが保有する情報をその法人の基本情報及びBO情報を判断するための信頼できる情報として使用できるか検討する際、前述のRBAセクター別ガイダンスを考慮しなければならない。

法律専門家に関する問題

161. 法律専門家は受託者、名義人又はその両方として機能することも多く⁹⁴、よって、弁護士にマネロン・テロ資金供与に関する義務がある場合、法律専門家の秘匿特権に関する実務的問題が生じる。実際、依頼人が法的代理及び助言を受け、法律顧問に率直に相談し、その内容が後に不利益となる形で開示されることを恐れない権利は、法律専門家の重要な特徴である。⁹⁵
162. 法律専門家の秘匿特権及び職業上の守秘義務の範囲は、多くの場合、憲法に定められ、コモン・ローによって認識されており、条約その他の国際的義務に定められた基本的権利と関連している。⁹⁶
163. 法律専門家の秘匿特権及び職業上の守秘義務の範囲は、各国の憲法及び法的枠組みによって異なり、連邦制の国では州又は省ごとに異なる場合がある。また、法律専門家の秘匿特権及び職業上の守秘義務の範囲とそれに伴う義務は、国内の法律専門職の種類や提供するサービスの種類によっても異なる場合がある。
164. しかし、捜査官の指摘によれば、法人ビークルに関する情報へのアクセスにおいて、法律専門家の秘匿特権及び職業上の守秘義務を理由に、法人ビークルの所有又は支配に関する情報開示が拒否される事例が頻繁に発生している。⁹⁷
165. これは、そうした主張が法律に従って正しく行われる場合は適切である。しかし、事例の中には、該当国で一般に理解されている保護規定の範囲を超える過度に広範な特権の主張が行われているケースがある。この問題に対処するため、権限ある当局と専門団体は、自国の法律専門家の秘匿特権及び職業上の守秘義務の範囲について、明確な共通理解を形成しなければならない。⁹⁸

⁹³ FATF [Guidance for a Risk-Based Approach for TCSPs](#) (2019) (TCSPのためのリスクベース・アプローチに関するFATFガイダンス)を参照。

⁹⁴ 名義人についてはセクション15を参照。

⁹⁵ これは、世界人権宣言に定められた司法にアクセスする基本的権利の1つの側面として認識されている。この権利は、FATF勧告において認識されており、法律専門家の秘匿特権又は職業上の守秘義務の対象となる情報は疑わしい取引の届出義務から除外され、その範囲をどう定めるかは各国に委ねられている。

FATF勧告では、法律専門家の秘匿特権又は職業上の守秘義務の対象となる情報は疑わしい取引の届出義務から除外し、その範囲をどう定めるかは各国に委ねられている。

⁹⁶ FATF [Guidance on Risk-based Approach for Legal Professionals](#) (2019) (法律専門家のためのリスクベース・アプローチガイダンス)を参照。

⁹⁷ 世界銀行・UNODC StAR報告書(2011)、p.94。

⁹⁸ FATF [Guidance on Risk-based Approach for Legal Professionals](#) (2019) (法律専門家のためのリスクベース・アプローチに関するFATFガイダンス)を参照。

166. 特に、疑わしい法人ビークルに関わる捜査が不適切に妨げられないよう、何が範囲に含まれ、何が含まれないかの明確な理解を図る必要がある。

金融機関、特定非金融業者及び職業専門家、暗号資産交換業者の適格性審査に関する課題

167. 許認可当局及び監督官庁は、犯罪者又はその関係者が金融機関、DNFBPs、暗号資産交換業者の相当持分又は支配持分を保有したり、そのBOとなったり、経営上の役割を担ったりすることを防ぐために必要な措置を講じなければならない。そのための手段の1つが適格性審査であるが、これは許認可又は登録手続と、所有又は支配構造に変更が生じた場合など、その後も継続的に行う必要がある。金融機関、DNFBPs、暗号資産交換業者はBOに関する十分、正確かつ最新の情報を、許認可又は登録時を含め、権限ある当局に提供しなければならない。適格性審査の遵守を確保するための監督措置には、議決権の一時停止、株式売却の要請、その他適格性を欠く株主又は情報提供要請を拒否した株主に対する措置が含まれる。

19. 国際協力

168. 犯罪収益の出所を隠す目的で不正に構築された企業ネットワークは、しばしば複数の法域にまたがっている。FATF勧告37及び40に規定される効果的な国際協力には、マネロン・テロ資金供与に関する国際捜査の文脈において、各法域における当局の全面協力を通じて、正確なBO情報へのアクセスが必要である。法人が設立されている国は、基本情報及びBO情報(海外に居住するBOに関する情報も含む)を取得できるようにすべきである。これに対応して、BOが居住する国は、法人のBOを特定するための要請に応じる必要がある。国際協力に関する実務的な水準を確保するため、勧告24には、BO又は法人の特定に関する協力について、次の具体的な要件が定められている。
- a) 会社登記簿に記載された基本情報について、海外の権限ある当局によるアクセスを容易にする(例えば、当該情報をオンライン上で利用可能にする、オンライン上で利用可能とすることが困難な場合は、海外当局が情報を要請できる効率的な仕組みを設ける)
 - b) 海外当局が法的所有権の連鎖を迅速に辿れるように、株主に関する情報(当該情報を、企業又は証券取引所が保有する場合も含む)の交換を行う
 - c) 海外の権限ある当局に代わり、自国の権限ある当局が権限を行使し、BO情報を取得する(例えば、自らの捜査時に限らず、海外の権限ある当局からの要請に基づく場合)。
169. 海外の権限ある当局との情報交換においては、国際的に合意された基準に従い、情報へのアクセスに関して不当に制限を避けなければならない。「情報交換又は支援における不当に制限的な条件」とみなされる可能性のあるものは、租税を含む⁹⁹財務事項に関係すること、又は銀行による秘密保持を理由とした共助要請の拒否がとりわけ含まれる。
170. 連絡先、機関又は登録簿情報、ならびに当該情報へのアクセス又は要請するための手続は、公に利用可能(例えば、オンライン上)とするか、手続に関する具体的な揭示されたガイダンスを通じて利用可能としなければならない。
171. 各国は、国内の法人の様々な種類、形態、基本的特徴を特定し、記録する仕組みを有するべきである。さらに、各種登録簿又は代替的な仕組みによって保有される基本情報及び／又はBO情報は、公に利用可能であり、オンライン上でアクセス可能とされる場合がある。
172. 法執行機関及びその他の権限ある当局は、基本情報の大部分が公に利用可能である想定すべきである。必要な場合には、刑事共助を通じるなどして、追加情報に関する正式要請をどのように行うのかについて、その指示を公表すべきである。
173. 国境を越えてBO情報の効率的かつ迅速な交換を促進するため、各国は、要請の受領及び対応に関する連絡先情報を公に利用可能とすべきである。各国は、海外からのBO情報に関する要請の受領し、処理する責任を負う適切な機関(例えば、登録簿を管轄する省庁)を指定し、外国の相手機関に対し、要請された情報に関する明確な要件や制限と共に、情報を要請する際のプロセスについて明確なガイダンスを提供しなければならない。各国は、こうした要請を処理する際に、関係する権限ある当

⁹⁹ 例えば、租税に関する要請は、国際的な租税情報交換協定に従って行うべきである。したがって、税務当局が適切な状況下で支援を拒否する場合(例えば、国際的に合意された基準に沿った関連国際協定の条件を満たさない場合や、国際的に合意された基準に基づき支援拒否が認められている場合など)は、「過度に制限的な条件」を課したとみなされるべきではない。

局間で協力するための適切な内部手順を整備する必要がある。定義された合理的な返答期間は、当該手順に透明性をも反映されるべきである。

174. 各国は、他国から受ける支援の質を監視すべきである。



法人の実質的支配者

本ガイダンスは、法人のBOに関する勧告24の要件を各国で実施する際のサポート文書である。これらの要件には、権限ある当局が法人の真の所有者に関する十分、正確かつ最新の情報にアクセスできることを確保することも含まれる。各国は、自国が関与する外国法人に関連するマネロン・テロ資金供与リスクを評価し、低減する必要がある。

本ガイダンスは、外部ステークホルダー及び民間セクターとの数カ月にもわたる集中的な協議の成果である。